

砥 部 町 議 会
平 成 29 年 第 2 回 定 例 会
会 議 録

平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招集年月日	平成 29 年 6 月 8 日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 29 年 6 月 8 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 国体推進課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 中山晃志		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 5 番 菊池伸二 6 番 佐々木隆雄		
傍 聴 者	11 人		

平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 29 年 6 月 8 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（森永茂男） ただいまから、平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 平成 29 年第 2 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして厚く御礼を申し上げます。先月、厚生労働省が公表した 4 月の有効求人倍率は 1.48 倍となり、バブル期の最高だった 1.46 倍を抜いて、43 年ぶりの高い水準となったようです。これは仕事を探している 2 人の人を 3 つの企業が取り合うという深刻な状況と言えます。こうした人手不足の背景にあるのは、この数年の景気が上昇傾向にあることが挙げられますが、その好調さや人手不足の状況をあまり実感できないのは、景気回復の質がバブル期とは違ったものだからではないかと思えます。高い成長率とは言えないこの状況で、なぜここまで人手不足が問題視されるのか。それは働く世代の減少や低賃金では働きたくないなどといった働く側の意識変化によるものではないでしょうか。これまで徹底的に利便性を追求してきた日本社会のサービスのあり方そのものが、今、問われているかもしれません。さて、ここで、ある精密機械メーカーの経営改革事例を一つ挙げさせていただこうと思えます。厳しい経営状況の中、このメーカーが実施したのは、職人の熟練の技をデータ化するというものでした。集められたデータにより、繰り返し行われる単純作業を次々と機械に任せていきます。そこで生まれた人的余力は、試作品の開発や経営戦略の構築など、人にしかできない新たな知的業務に使えるようにし、限られた貴重な人的資源を企業のもっとも大事な基幹部分で活用できるようにした訳でございます。その結果、製造に 1 時間かかっていた作業が数分で済むなど、大幅に生産性が上がったほか、やりがい求めて毎年優秀な学生が応募してくるようになったそうです。本町におきましても、今ある事務事業を見える化し、さらに分析を進めた上で、何が効率化できるのか、どこに人材や知力を集中させていくのか、外部に委託できるものはないか、常に選択と集中を意識しながら前進していきたいと考えているところでございます。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分の承認が 2 件、専決処分の報告が 3 件、出資法人等の経営状況の報告が 3 件、平成 28 年度繰越計算書の報告が 3 件、条例の一部改正が 1 件、補正予算が 4 件、農業委員の任命が 18 件、合わせて 34 件となっております。いずれも詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議により、ご議決、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。以上、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森永茂男） これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番菊池伸二君、6番佐々木隆雄君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（森永茂男） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る5月30日開催の議会運営委員会において、本日から16日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月16日までの9日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（森永茂男） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より、4月末日の例月現金出納検査において、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果についてご報告します。5月12日、砥部中学校において、砥部町PTA連絡協議会の役員の皆様との議会とまちづくりを語る会を開催し、森永茂男、山口元之君、政岡洋三郎君、大平弘子君、東勝一君、原田公夫君、松崎浩司君、佐々木公博君、以上の8名を派遣しました。当日は20名の皆様のご参加をいただき、有意義な意見交換を行うことができました。次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（森永茂男） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成29年3月議会後からの行政報告をいたします。お手元にお配りしております行政報告1ページをご覧ください。総務課ですが、(1)5月20日、砥部町八倉の重信川河川敷において、消防団員191人が水防工法訓練を行い、梅雨の出水時に備え水防技術の習得に努めました。(2)5月22日、愛媛県行政書士会と災害時における被災者支援に関する協定を締結いたしました。地震等の災害が発生した場合に、町からの要請に応

じて、砥部町への愛媛県行政書士会会員の派遣、被災者支援窓口の設置、罹災証明書申請書類等に関する相談などを行っていただくことになり、被災された町民の皆さんへの協力体制が強化されました。(3) 5月23日、砥部町水防協議会を開催し、平成29年度砥部町水防計画案が原案どおり承認されました。その後、県、警察、消防、自主防災組織、防災士及び要配慮者施設の管理者の皆さんで、玉谷川の重要水防箇所の合同点検を行いました。(4) 土砂災害・全国統一防災訓練として、6月4日、広田地区を対象に土砂災害を想定した避難所の開設運営訓練をひろた交流センターで実施しました。医療技術大学のボランティアサークル医技タットの学生が講師となり、防災士、自主防災組織の役員など43人が参加し、避難所の疑似体験を通じて、避難所運営の心構えや注意点を学びました。企画財政課の関係ですが、3月6日から5月22日までの落札の状況でございます。入札件数が67件、設計金額の総額が5億6,243万2千円、落札総額4億8,554万5千円、落札率86.3%でございます。①建設工事が32件、②測量・建設コンサルタントが3件、次のページをご覧ください。③委託業務が21件、④物品購入11件でございます。それぞれの内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。(2) 3月25日、国道379号線のバイパス開通に合わせて、道の駅ひろた峡の館リニューアルイベントを開催しました。会場では、ひろた野菜&果物スイーツコンテストの最終選考作品の販売や、餅まき、ゆるキャラクイズ大会などを行い、その模様は、ラジオで生中継されました。地域振興課の関係でございますが、第34回砥部焼まつりが、4月15日、16日の2日間、陶街道ゆとり公園を主会場に開催されました。レストランやカフェ、ライトアップなど、磁器創業240周年を記念した特別イベントが好評で、前年よりも20%増、約8万5千人の来場者がありました。子育て支援課でございます。(1) 3月18日、TOBEオーベルジュリゾートで、異性との出会いの機会が少ない独身男女を対象に出会いの場創出事業を開催し、男性31人、女性39人が参加しました。(2) 5月1日現在の平成29年度の学級編成でございます。保育所が総園児数287人、対前年比7人増、部屋数20室、対前年比1室増。幼稚園が総園児数149人、対前年比11人減、部屋数9室、対前年同でございます。放課後児童クラブ、総児童数219人、対前年比3人減、クラブ数5クラブ、対前年比1クラブ減でございます。3ページをご覧ください。3ページは、それぞれの学級編成の内訳でございます。上から、保育所、幼稚園、そして放課後児童クラブになっております。内訳につきましてはご覧ください。一番下の欄外のところをご覧ください。玉谷小学校放課後児童クラブにつきましては、小学校の統合で平成28年度末に廃止いたしました。なお、広田小学校放課後児童クラブの対前年比は、玉谷小学校の放課後児童クラブと合算した児童数との比較になります。4ページをご覧ください。建設課でございます。主要工事の進捗状況でございます。①町道宮内千足線道路改良工事その1でございますが、進捗状況30%でございます。以下②から⑥までは、すべて進捗状況10%でございます。②が町道宮内千足線道路改良工事その2、③が町道仙波線道路改良工事4工区、同じく④が同工事5工区、それから⑤が後継者住宅高市団地外部補修工事その1でございます。⑥が同工事その2でございます。生活環境課でございます。公共下水道事業関係、平成28年度からの繰越分でございます。面整備、①拾町区が進捗状況15%でございます。②麻生区の方が進捗状況同じく15%

でございます。水道事業関係、平成 29 年度分でございますが、第 4 水源予備送水管新設工事、高尾田でございますが、進捗状況 5 %でございます。国体推進課（1）5 月 21 日、陶街道ゆとり公園体育館で、愛顔つなぐえひめ国体デモンストレーションスポーツ、スポーツ吹矢競技会を開催しました。5 ページをご覧ください。スポーツ吹矢は、安全で性別や年齢、障害を問わず、誰でも手軽にゲーム感覚で楽しみながらできるスポーツで、ジュニアから高齢者まで、11 種別、137 人の愛好者の参加があり、役員及び一般観覧者を含めると、総勢 400 人の参加を得て盛大に開催されました。（2）5 月 28 日、陶街道ゆとり公園多目的広場で、愛顔つなぐえひめ大会グランドソフトボール競技リハーサル大会として第 17 回全国障害者スポーツ大会グランドソフトボール競技四国地区予選が、四国 3 県のリーグ戦により開催されました。本県は、開催県のため、本大会への出場が決定しているため、交流戦として 2 試合を行いました。選手 80 人、役員及び一般観覧者を含めると総勢 500 人の参加を得て盛大に開催され、香川県が優勝しました。香川県は、中国・四国ブロックから 1 チームの本大会への出場枠をめざし、6 月中旬に開催されます中国・四国大会へ出場します。続きまして、学校教育課でございますが、（1）給食センター改築事業、新砥部町学校給食センターの改築工事が完了いたしました。現在、厨房設備機器の搬入・据付を行っており、7 月 15 日に竣工式を予定しています。新センターは、8 月中に試運転を行い、2 学期から本格稼働いたします。請負業者につきましては、それぞれ以下のとおりでございます。（2）広田地区小学校の統合について、平成 28 年度末をもって、玉谷小学校、高市小学校が閉校いたしました。3 月 19 日、そして 26 日には、それぞれの学校で閉校式典が行われ、卒業生、学校関係者、地域住民ら多くの関係者が一堂に会し、輝かしい歴史に幕をおろしました。4 月 9 日には、統合校となった広田小学校で開校式典が開催され、広田地域唯一の小学校として、新たなスタートを切りました。（3）5 月 1 日現在の平成 29 年度の学級編成でございます。小学校、総児童数 1,135 人、対前年比 28 人減、学級数 51 学級、対前年比 3 学級減でございます。6 ページをご覧ください。それぞれの小学校の学級編成の内訳は、ご覧のとおりでございます。ページの中ごろから下をご覧ください。中学校の 5 月 1 日現在の学級編成でございます。総生徒数 588 人、対前年比 17 人減、学級数 19 学級、これは変わりございません。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。7 ページをご覧ください。社会教育課、（1）水満田古墳公園再現施設修繕工事でございますが、3 月 31 日、老朽化に伴う再現施設、竪穴住居、高床式倉庫の修繕工事が完成しました。（2）坂村真民記念館開館五周年記念特別展、東日本大震災と坂村真民の詩、3 月 4 日から 6 月 11 日まで開催中の開館 5 周年記念特別企画展に、5 月末までに 2,443 人の来館がありました。また、6 月 17 日から、次の企画展、坂村真民の世界～すべての人に真民詩を、を開催いたします。以上で、行政報告を終わります。

○議長（森永茂男） 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第 5 一般質問

○議長（森永茂男） 日程第 5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は、

35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから、発言してください。それでは、質問を許します。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄でございます。本日は3点準備しております。まず1点目は、現在、国会でも審議がされ、多くの国民の皆さんが不安に思っている共謀罪法案、これに関して、この内容に町長の認識についてお伺いをまずしたいと思っております。なお、この一般質問の通告の締め切りが5月23日でした。その時点での作成文書というふうにご理解をいただければと思っております。現在、国会で大きな争点になっている組織犯罪処罰法改正案は、共謀罪の趣旨を含んだもので、その内容を国民が十分理解できていないにもかかわらず、自民、公明、維新の各党は、5月19日の衆議院法務委員会で、法案の質疑を一方向的に打ち切り、採決を執行いたしました。共同通信社が5月20、21日に実施した全国電話世論調査では、77.2%が政府の説明が十分だとは思わないと回答していると報道もされました。憲法に保障された内心の自由を侵害し、もの言う市民を監視する内容から、戦前の治安維持法の再来という批判が各界から上がっています。国会での質疑では、一般人が捜査の対象になるかどうかは警察次第ということも明らかとなり、全国で反対の行動や声が出ています。砥部町民は、ほとんどが一般人と思われませんが、この法案ができてしまえば、いつの間にか捜査対象者になってしまうということもありえます。町民の安心安全を守る立場にある町長は、この共謀罪の内容についてどのようにお考えでしょうか。2点目に移ります。平成29年3月に策定された「公共施設等総合管理計画」では、町が保有する公園施設の維持管理の基本方針を現状施設の適正な管理のため、遊具の点検、老朽施設の修繕を行っていきます。また、光熱水費については、LED照明等の省エネ施設に変更していきます。としています。私も補導委員をやっておりまして、補導委員会で街頭補導をしております。衝上断層公園男子トイレの照明が、電球がない、あるいはあっても点灯しないというものが正確に数は覚えておりませんがたくさんありました。一緒に行った補導委員の方からも、これはどうなってるんだろうというふうな声もあり、今回質問をさせていただいた次第です。町が管理している公園の照明器具の現状をきちんと把握しているのでしょうか。不備があるならば、早急に改善することを町長に求めたいと思っております。3点目です。全国の国立図書館で、小中学校や高校の学校史や記念誌が切り取られる被害が相次いでいます。県内でも県及び松山市、今治市の図書館で、同様の被害が報告されました。この砥部町の図書館での対応は万全でしょうか。これは教育長にお尋ねいたします。以上3点です。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに、組織犯罪処罰法改正案についてのご質問ですが、国際的組織によるテロ行為が世界中で頻発する中、3年後には、東京オリンピックが開催されます。理不尽な行為から、国民の安心安全を守るためには、テロを未然に防ぐための対策が必要という認識は、多くの国民が共有するところであります。佐々木議員ご指摘のように国会審議では、思想信条の自由の侵害や捜査機関の恣意的運用の



恐れなどが議論されておりますが、国政上の極めて重要な法案の審議でありますので、衆議院での強行採決のように時間が来たら採決というのではなく、政府には、丁寧な説明を尽くして、国民の十分な理解を得た上で結論を出す。そういった姿勢で審議に臨んでいただきたいと思っております。次に、町管理公園におけるトイレの管理についてのご質問ですが、衝上断層公園の男子トイレの照明につきましては、節電のため8基ある照明のうち、3基を外しております。点検の結果、5基のうち3基が故障しておりましたので、すぐに対応し修理を終えております。その他の町管理公園につきましても併せて点検を行いました。現在のところ支障なく点灯をしております。今後は、定期的に点検を行い、利用者にご不便をかけないよう努めるとともに老朽化している照明器具につきましては、計画的にLED照明化への変更も行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。次に、図書館の記念誌切り取り被害防止策についてのご質問は、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。図書館の記念誌切り取り被害防止策につきましては、ご質問でございますが、砥部町立図書館に確認しましたところ、公開していた21冊の学校記念誌に被害はありませんでした。なお、これら学校記念誌につきましては、今回の事件が沈着するまで、しばらくの間、一般に閲覧できない閉架書庫の管理としていたしております。また今後は、職員が館内を巡回するなど、切り取りなどの不正が発生しないよう進めてまいりたいと思っております。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） はい。佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まず、教育長に少し関連するんで、分からなければ分からないということで構いませんが、小中学校の図書室の方の点検だとかいうふうなのは、合わせてされたんでしょうか。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。図書館につきましては、先ほどのご説明で申しあげたんですが、小中学校につきましては、教育委員会からは指示はしておりません。ただ、この状況下でありますので、小中学校につきましては、そういう被害があると確認したら教育委員会に報告しておりますので、今のところそういう状況はないと思っております。以上で、佐々木議員さんのご質問にお答えします。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい。公園の管理については、町長が答弁されたようなことで、しっかりと引き続いて点検を強化していただければいいかなというふうに思います。1点目の共謀罪関係のところ、少し内容的なことにも触れさせていただきたいと思うんですが、町長が言われたように、テロ対策の、これはもう誰も反対するものではないかと思いますが、このテロ対策だというふうなことで言うてはいるんですが、実は、法案の目的、第1条にテロ対策という言葉が無いということはお存じでしょうか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 存じておりません。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） じゃあ、申し訳ございませんが、第1条をちょっと私、パソコンで調べましたらA4で全部で47ページ、47枚、この法案が紹介されております。その第1条、目的、少し分かりづらくまた長いんですが、テロという言葉が出てないことを改めて確認をさせてもらったらと思います。この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連盟条約を実施するため組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠ぺい及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。ちょっとそういう感じですね、実は、目的そのものにテロ対策、テロ防止だというようなことは、もともとこの法案には書かれていないんですね。なおかつ、テロ対策だというふうなことを言っているんですが、ほかにもですね、例えば、安倍首相がオリンピックの誘致の時にこんなことを言ったのは記憶にあらうかと思います。東京は世界一安全な都市なんですというふうに言ってました。ところが、今度はオリンピックがあるときには、東京はそうじゃないぞというようなことを暗に言ってるわけですね。そのへんの矛盾については、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどのテロの話してございますけれども、私の手元の資料の中には、6条の2では、テロリズム集団とかそういう名前がありますから、全くないということではない。安倍首相がどういう意味で言われたかは、私もちょっと分かりませんが、今、世界中でこのテロの問題が頻繁に行われておまして、このことを国民の皆様方が危惧されておるとするのは当然のことであって、ある意味では必要な法案ではないかというふうに考えております。

○議長（森永茂男） 佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 日本は、すでに、テロ防止のために13本の国際条約を締結して、66の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法というのを実は整備しているというふうなことだそうです。ですから、わざわざ改めてこのテロ防止の中身がほとんどないわけですが、あえて作らないといけないということは、必要じゃないんだというふうなことだと思っております。どうしても、これがないとオリンピックが開けないというふうなことで、さっき言いましたようにですね、それを口実に無理矢理でもこの法案を通してしまおうと。その中身は、実際にはテロ対策ではなくて共謀罪というものをですね、成立させたいというのが一番大きな狙いではないかというふうに私はみております。関連しますが、5月18日に国連の人事理事会が任命した国連プライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏という方から、本法案がプライバシー権や表現の自由への過度の制限になると強く

懸念する、そういう書簡が総理に届けられました。菅官房長官は、この指摘は全く当たらない。むしろ強く抗議する。というふうに述べましたが、共謀罪が必要な理由として、国際条約の締結や国際社会との連携をあれほど強調しておきながら、これが全く当たらないと切り捨てるような、そういう姿勢が本当にご都合主義というものではないでしょうか。許されることではないと私は思います。しかもこの国連人事理事会というのは、個人、確かに一人ひとは個人だそうですが、これはちゃんとした、国連から指名をされて第三者の立場で堂々と言ってほしいというふうなことです。むしろこういう指摘があったことに対して、国は責任を持って回答しないといけないのに、一方的にまったく当たらんというふうなことで、その中身に回答もしていません。このへんについても、さっきも言いましたように非常に道理のない対応をして、何が何でもごり押しでやってしまおうというふうなことの表れではないかと私は思います。それから、最初にも言いましたが、やはりこの法案が現代版の治安維持法というふうに私は思います。特に安保法制や特定秘密保護法、そして昨年から実施されました盗聴法など、この間の一体の法改正を見てみると、どうしても日本が戦争する国に進もうとしてるのではないかとというふうに思われますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まずもって、佐々木議員さんと私がこの法案につきまして、ここで云々と議論するような問題ではないんじゃないか。国会の方では、今、真剣に審議をしておりますので、十分そちらの方で審議をしていただきたいというふうに思っておりますし、今、日本がこの法案によって戦争に行くというふうなことは、誰一人も考えてないというふうに思っておりますし、そうなることはないというふうに私は考えております。

○議長（森永茂男） はい。佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） はい。まあ、町長が確かに言われるとおり、国レベルの問題ではあるんですが、最初にも言いましたようにですね、やはりこの法案ができることによって、砥部町民が、一般人が、いつの間にか捜査対象者になるという可能性が、やっぱり拭い切れないというふうなことからですね、やはり、町民のトップに立つ町長のお考えをやっぱりお聞きしたいということで質問をさせていただいたわけでございます。先ほどの、衆議院での、法務委員会での強行を受けた後の77%が説明不足だというふうに言ったという数字を紹介しましたが、他にも例えばこんなデータもあるんですね。多くの国民が、共謀罪によって一般人の取り締まりや監視が強まる不安を持っているというふうなデータがあります。これは例えば、朝日新聞では、不安があるだとか感じるというふうに答えている人が89.59%、約9割。それからFNNのニュースでは、不安を感じる56.4。共同通信社でも、人権侵害や捜査機関による乱用の恐れがあると思う56%というふうな、やっぱり不安を持ってる方は、そうは言ってもたくさんおいでます。町長は、この法案ができたからといって戦争に行くだとは思ってないんじゃないというふうに言われましたが、結構多くの方がですね、やはり不安を持ってるわけです。それは特に戦争を体験された方なんかからは、本当に治安維持法の再現だというふうなこともあちこち言われておりますし、何よりもやはり、もともと集団的自衛権を行使する時点で、憲法解釈を勝手に数の力で変えてしまったというふうなことから見

ても、どうしても、国民に真実をなるだけ知られないように、そしてまたやり易いように、権力者がやり易いように、もともと日本の憲法の立憲主義というのは、そういう憲法を、総理をはじめですね、権力を持っている人たちを縛るための憲法なんです、それを全く無視して、やりたい放題やっているというふうなことです、私はやはりこの問題はもっともっと、当然町長の答弁の中にもありますように時間をかけてじっくりと検討すべきだということについては、全くやぶさかではありません。いずれにしましても、さらには安倍首相は、憲法9条を変えようというふうなことを堂々と言いました。そういうことで、この法案が戦争する国づくりの一環であるというふうなことを改めて浮き彫りにしているのではないかと思います。広範な市民が怒りの声を上げています。共謀罪は日本の民主主義の発展を恐れ、もの言う市民を委縮させる、そういうもので、私はそれはぜひ廃案にしたいと思っております。そのためにこれからもがんばっていきなうというふうな決意を表明させていただいて質問を終わります。

○議長（森永茂男） 以上で、佐々木隆雄君の質問を終わります。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。議長の許可を得ましたので、今回は、第2の質問についておうかがいいたします。第1問、災害発生時における避難所運営についてです。いよいよ本格的な梅雨入りとなりました。被害が出ないか、また大雨でそういうことがないか心配な時期にはなりましたが、先ほど副町長からも報告がございました被害訓練についてですけど、再度詳しく質問をさせていただきます。昨年の夏の台風・大雨被害は、全国各地に大きな被害をもたらしました。災害発生時には、災害対策基本法に基づき、予防、応急、復旧・復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化等を定めており、さらには、多様な災害発生時に備え地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっております。本町においては、平成28年2月に避難所開設、運営マニュアルを大幅に見直し、避難所運営に対する基本的事項や運営に携わる組織と役割を定めていますが、本町の避難所運営について、町長にお伺いいたします。まず第1問、内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組方針では、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう分かりやすい手引の整備が必要とされていますが、避難所開設、運営マニュアルは、分かりやすいマニュアルとなっているのでしょうか。第2、内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組方針では、手引に基づき、避難所の運営責任予定者を対象とした研修や地域住民も参加する訓練を実施することとされていますが、避難所の運営責任予定者の研修や避難所開設、運営マニュアルに基づく避難所設営や運営訓練の実施状況についてはどのようになっているのでしょうか。3、避難所開設、運営マニュアルでは、初期の避難者の中から代表を選び、避難所準備組織を作るとしてありますが、平常時から自主防災組織の代表者を充てることを決めているのでしょうか。4、熊本地震では、最大1日1,400人を超える非被災地の自治体職員の派遣を受け入れました。内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組方針では、被災者ニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所運営支援班を組織し、

避難所運営を的確に実施することが望ましいとされていますが、避難所運営支援班は、避難所開設、運営マニュアルのどの活動班に該当するのでしょうか。5、災害発生直後の避難所運営に町職員の多くがあたってしまい、国や県との連携や非被災地の自治体からの支援の受け入れにあたるべき町職員が不足するようなことがあれば、被災者救助をはじめとする災害復旧に大きな影響を及ぼしかねないため、災害発生直後に町職員がとるべき行動を再度点検し、町民の安全確保に万全を期すべきと考えますがいかがでしょうか。以上の5点についてお伺いいたします。次、第2質問、教育行政について。我が国の出生数は、昭和48年の209万人から平成27年の101万人まで減少しております。その結果、0歳から14歳までの年少人口も1980年代初めの2,700万人の規模から平成27年国勢調査の1,595万人まで減少しております。国立社会保障・人口問題研究所が4月10日に公表した日本の将来推計人口、これ平成29年推計でございます。年少人口は、平成33年に1,400万人台へと減少し、その後も減少が続き、平成68年には1,000万人を割り、平成77年には898万人の規模になるものと推計されております。学校教育の現場においても、人口減少、そして少子化がさらに進み、児童生徒が減少していく見通しですが、これらの背景のもと、教育条件への影響が懸念されております。本町では、この春、広田地区の3小学校を広田小学校に統合したところでございますが、今後、少子化がさらに進むと予想される中、児童生徒にとってのより良い教育条件を整えていくために、地域の実状に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模について、どのように検討していくのか、また、平成29年度の教育方針の中には、外国語指導助手の効果的な活用と外国語教育及び外国語活動の充実を図ると規定されました。その具体的な内容について、教育長にお伺いいたします。以上、第2質問について以上よろしくお伺いいたします。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに災害発生時における避難所運営についてのご質問ですが、まず1点目の避難所開設、運営マニュアルについてですが、避難所の開設は、町の避難所担当職員が、施設管理責任者の協力を得て、施設の安全確認等を行い開設することを基本としております。集会所を除いて、職員以外が避難所を立ち上げることは想定しておりません。また、マニュアルについては、ページ数が多いと分かりにくいことから、初動期から撤収期までの業務を時系列にまとめたダイジェスト版を用意しております。次に2点目の避難所の運営責任予定者の研修や避難所設営及び運営訓練の実施状況についてですが、6月の土砂災害防止訓練や9月の総合防災訓練の時に自主防災組織の代表者や防災士などを対象とした避難所運営リーダー研修会のほか、ゲーム形式の避難所運営訓練も実施しております。次に3点目の平常時から自主防災組織の代表者などを避難所の運営責任者に充てることを決めているかについてでございますけれども、自主防災組織の代表者や防災士などが適任であると考えておりますが、事前には決めておりません。避難所運営の初期に各避難所で避難者と避難所担当職員、施設管理責任者が話し合い、避難所準備組織の正副リーダーや協力員を選出することにしております。次に4点目ですが、国が取組指針で示す避難所運営支援班の役割は、町の避難所開設、運営マニュアルに示す各班ではなく、

町災害対策本部の本部事務局、保険健康班、企画財政班がそれぞれ担うこととしております。次に、5点目のご質問でございますけれども、ご指摘のとおり、災害発生当初は、職員も被災者の一人であるとともに、避難所の開設・運営などもあり、災害復旧業務に当たる人数が不足することが予想されます。これを防ぐためには、2点目のご質問でもお答えいたしましたとおり、避難所の運営を防災士などが中心となり、地域の皆様に主体的に行っていただけるような意識づくり、体制づくりを進めております。また、町職員のとるべき行動については、災害発生直後から数日後までの業務を定めた業務継続計画を策定しております。この計画により業務に優先順位を付け、必要最低限の職員の配置を行うことで他の職員ができる限り災害復旧に迅速に当たることとしております。次に、教育行政についてのご質問は、教育長が答弁をいたします。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えします。教育行政について、まず、1点目の少子化が進むなかでの学校教育の在り方ですが、国においては、小中学校の標準的な規模を12学級から18学級としつつ、地域の実態に基づき弾力的な対応も必要であると示しております。本町では、児童生徒の減少に伴い、今年度、広田地区小学校を統合いたしました。本町の地形、通学に要する負担等を考慮した場合、現時点では、これ以上統廃合をすすめる状況ではないと考えております。20年後には、本町の0歳から14歳までの人口は約35%減少すると推計されていますが、児童生徒数の減少に対応し、異年齢活動や学校間の交流の機会を増やすことなどにより、課題を補い、少人数を活かした教育活動を実践していくことが、本町における最適な学校教育の在り方であると考えております。しかし、推計以上に児童生徒数の減少が進むことも考えられますので、学校施設の建て替え時期を見据えながら、保護者や地域、議会の皆様のご意見もお伺いし、地域の実情を考慮したより良い教育環境について検討してまいりたいと考えております。続いて、学校指導助手の活用と外国語教育及び活動の充実についてですが、2名の外国語指導助手を小中学校と幼稚園、保育所に派遣し、児童生徒が英語に接する機会を充実させてまいりました。特に小学校には積極的に派遣し、歌やゲームなど様々な活動を行いながら、児童の興味関心を高め、英語を主体的に学ぼうとする態度の育成に取り組んでおります。また、小学校では平成32年から、3・4年生においては外国語活動が、また5・6年生においては教科として英語が導入されることもあり、平成28年度には、愛媛県も外国語活動のための教員の特別配置が進められております。砥部町では、今年度は特別配置はありませんでしたが、来年度以降の特別配置について、県に要望してまいりたいと考えております。さらに、今後は、英語教育の推進リーダーとなる教員等を積極的に研修に派遣するとともに、小学校教員が中学校の英語の授業を参観するなど、教員の資質と指導力向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森永茂男） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい。ありがとうございます。先ほどの避難所開設運営マニュアルなんですけれども、このマニュアル私も見させていただきました。かなり4章にわたって詳しく

記載されて、このとおり実施すれば町民の方も心配はないと確証しております。このマニュアルというのは、全課に配られているのでしょうか。総務課長お願いします。

○議長（森永茂男） 総務課長。

○総務課長（相原清志） ただいまの菊池議員さんのご質問にお答えします。マニュアルを作りました際に、全課に、課長に配っておりますし、現在もホームページを通じまして、町民の方々、それ以外の方々も見れるようにいたしております。以上です。

○議長（森永茂男） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい。ありがとうございます。もし被害があった場合なんですけれども、このマニュアルで最初に動く課というのは、総務課、建設課いうんですか。と思ってるんですけれども。そこらへんはいかがですか。最初に起動する課をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） はい。その通りでございます。最初は担当課であります総務課、建設課でございます。

○議長（森永茂男） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい。ありがとうございます。全課の課長さん、職員さんが知っているとすることで本当に安心できると思います。これで避難所運営マニュアルについては終わります。あと、教育についてですけれども、以前から教育長とは、学校のいじめとか、そういうもの、そして英語教育についてはよくお話をさせていただいているんですけれども、今回、平成32年ですか、から低学年に向かって英語をとということでお聞きしております。私の希望としては、以前お話したように、例えば低学年でも1年生ぐらいから、まあ、なんとか砥部町、まあ特区と言ったら、これは、まだ今は、ちょっと難しいかとは思っているんですけれども、そこらへんからの考え方ですか、1年生ぐらいから英語教育を取り入れると。この間お話した時には、やはり文科省からのいろいろな通達があって、それは難しいかなというお話はいただいたんですけれども、まあ、そういう点なんですけれども。町長いかがですか。1年生ぐらいから何とか英語教育を取り入れることを砥部町として、まあ、教育文化の町として、できることはできませんかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員さんのご質問にお答えいたします。小学校低学年、1年、2年生から英語、外国語活動も進めたらどうかというご質問でありました。教育としましては、やはり、年齢の若い時代から、いろいろな経験、学習、大変必要なことであるかと思っております。ただ、国の学習指導要領に沿って、各町、自治体が統一した教育は、機会均等でありますので、一つの市町が、一つの大きな目的があれば、それを推進することができるわけなんですけれども、特に財政等いろんなことを勘案しますと、やはり国の方針に沿って、それを充実していくという形で、特に、学校の教科、活動以外に、教育委員会では英語教室とか、あるいはNPO法人、あるいはそういった形の外国語の指導力がある方に、尋ねて、学校訪問と幼稚園、保育所訪問をして、外国の人たちと子どもたちが、顔を見合わせ体験する

という活動は、積極的に取り組んでまいりたいと思いますし、一部はそういう形で進めておる状況でございます。以上で、菊池議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（森永茂男） 菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい。ありがとうございます。よく教育長も、そういう子どもの、砥部町の子どもに対しても、かなり深くお話をいただくとすけれども、これからもどんどんと砥部町の子どものためにも頑張ってください、教育、砥部町は教育はすばらしいと言える町づくりをしていただきたいし、こちらの方も、議員としてもしていきますのでよろしくお願いたします。これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森永茂男） 以上、菊池伸二君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時45分の予定です。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（森永茂男） それでは、再開します。一般質問を続けます。10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 10番面岡でございます。2問質問をいたします。まず第1問、中山間地域の活性化についてお尋ねをいたします。中山間地域、特に人口減少や少子高齢化による地域の人材不足が進んでですね、山林の荒廃が目立っております。放置された山林や農地を整備していくため、間伐や除伐により山に放置されている未利用木材を木質ペレットに加工し、資源の有効利用を図れば、エネルギーの地産地消の推進、また、中山間地域での地域資源を活かした産業振興や地域経済の活性化につながると考えます。近隣の自治体では、西予市と高知県の梶原、また最近、内子町もそういうことに取り組んでおられるようでございます。本町においても、国の支援施策等を十分に検討し、地域資源や立地条件を活かした施策をグリーンキーパーや町の森林組合、他の市町村、近隣のもいいんじゃないかと思いますが、そういうところと連携し、木質ペレット製造施設を設置する。それによって公共施設にとりえず優先的に木質ペレットのボイラーやストーブ等を導入して、また、農業用ハウス等に木質ペレットボイラーを使う。その導入を支援することについて、町長にお尋ねをいたします。2問、町道の歩道整備についてお尋ねをいたします。町道高尾田宮内線の麻生小学校付近ですね。これは北から南に向かって、町道の両サイドに歩道がございますが、数百メートルの地点に放置家屋がありまして、歩道が途切れておるところがございます。そのことによって、ちょうどピーク時と言いますか、通学の時間が重なる時間帯には、小学生が歩道を歩いてくる。また、中学生や分校の生徒が北から南に向かって進んでいくわけですが、また、南から高校生が自転車で下ってくる。これが途切れとる、向かってですね、麻生小校区から右手の方をあんまり通らないんです。途切れているので。左のそちらばかりを通るんで、非常に危険な状態になります。小学校の近くになりますと50人とか100人近い団体が歩きますから、歩道はいっぱいになって、まあ、北から南へ行く子は、車線へ出て行くことは、まあ、そんなに危ないことではないんですが、逆に高校生が南から、そちらの方を歩いて歩道



に出ますから、それはもう、対面の右側通行の自転車になって、大変危険なことになります、その時間帯は。そういう危険な状態がありますので、なんとか途切れている片方の歩道の整備はできないか、町長にお伺いをいたします。以上でございます。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えします。はじめに、中山間地域の活性化についてのご質問ですが、平成27年度と28年度に高市地区で実施いたしました町有林全伐事業におきまして発生した未利用木材を森林組合に提供いたしました。これは、松山市内で事業化を予定しているバイオマス発電所が、間伐などで放置された未利用木材などの調達量やコストなどを見極めるための検証事業に森林組合が参加したものでございます。この検証事業では、安価な買い取り価格と搬出のコスト高により、収益にはつながりませんでした。燃料の需要が拡大すれば買い取り価格が上昇し、林業経営の収益向上につながりますので、今後の動向について期待しているところでございます。また、木質ペレットにつきましては、県の補助金を活用し、こぶしの家と交流ふるさと研修の宿にペレットストーブを導入しております。他の公共施設におきましても、適した施設がありましたら導入を検討させていただきます。次に、木質ペレットの製造施設、ボイラー等の導入につきましては、未利用木材の搬出コスト、必要な木材の量や需要の確保など様々な課題がございますが、今後、先進地の取り組み状況なども研究しながら、中山間地域活性化の方策の一つとして、検討を進めてまいりたいと考えております。次に、町道の歩道整備についてのご質問ですが、町道高尾田宮内線は、昭和57年6月に国道33号バイパス工事の完了に伴いまして、旧建設省より引継ぎを受け、町が管理をしております。ご指摘の箇所につきましては、昭和24年4月に県が管理していた時代に許可を得て建物を建築しているようでございます。また、この町道の沿線では、こうした例が数件ありましたが、すべて所有者が建物を取り壊し、後退していただいた後に、町が歩道を整備しております。こうした経緯があることから、ご指摘の箇所につきましても、所有者が建物を取り壊した時に歩道を整備したいと考えております。以上で、面岡議員さんのご質問に答えさせていただきます。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 今、そういう、ペレットを使ってやることは検討していきたいというようなことを言われております。これは、いろいろなことにつながってくるんだろうと思うんです。やはり中山間地域が、人口減少が減少、先ほど菊池議員が言われたように人口減少が、もう、全国的に進んでおります。そういう中で中山間地域から、先に、だんだんと縮小というか、そういうことになっていきますから、ここを止めなければ、だんだんと町の中心に人口減少とかいろいろな問題がきますから、これはもう力を入れて、どうしてもやっていただきたい。それと発電とか、内子は多分発電ではないかなと思うんですが、そういう大きなことではなくて、そういう地産地消、自分の所の燃料はそういうものを使うということを考えていただいて、なるべくそういうことをする。それには、いろいろな課題もあるかと思いますが、いろいろ、大学とかですぬ企業、三浦ボイラーとか順天堂大学とか、いろいろ大学と提携しているところもあるようですので、そういうところとも研究して使って

いく。例えば、グリーンキーパーが森林を守っていただいておりますけれども、かなり費用を出しております。そういうところと、何かそういうものの、そんなに大きな規模じゃないものはできて、仕事ができない天気の悪い時にチップを作って貯めておいて需要期に使う。それも需要を増やさなくてはなりません。そのためには、やはり、農業にも油を使ってやるということでは、しよって、いろいろ価格の変動なども起こりますから、非常に安定感がないんです、油は。中東、中近東というのは、非常にイスラム教の国で、戦争とかいろいろありまして、値段の変動がありますから、いろんなことをお金かけて、そのときの値段が安いけんいのでやっっても上がったりして引き合わないということになりますから、そこらへん自給自足の燃料であれば為替にも関係ない。木材の要らないものを使って燃料にする。砥部町は、ちょっとその、固形燃料では、ちょっと失敗というか、いかなんだこともあるんですが、この木材では問題ないと思いますので、一つ、力を入れてやっていただいて、そうすることによって、マンゴーとか、松野町なんかがやっていますね、一つがすごい高い。そういうふうに、油を使わずに自分とこの燃料でやるというようなことを考えれば、若い人が興味を持って、収入もあるということになれば、そういう人が増えてくる。そういうことが、ひいては、人口減にもつながっていくんじゃないだろうかというふうに考えますが、町長そこらへんは、もう一度答えを。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんの第2質問にお答えいたします。私も、今、中山間地域の活性化というふうなことで、特に林業の活性化というふうなことについては、面岡議員さんがおっしゃっているとおり共鳴するものでございますし、これを昔のように燃料にして、いろんな意味での利用というのは、それが収益につながればいいというふうにも考えております。しかしながら、先ほどご質問にありました、木質ペレットのボイラーをハウスに使えないかとかいう問題につきましては、そういったボイラーが今は開発されておるんであるというふうに思いますけれども、それが簡単に農家に使えるか、また、それに対しての木質ペレットが供給できるかとかいうふうな問題は、なかなか厳しい問題があらうかと思えますし、松山でバイオマスの発電所ができるというふうに聞いておりますけれども、それについても、ヤシ殻を持ってこなければ足らないというふうなことも聞いておりますし、この問題につきましては、やはり愛媛県全体と言いますか、そういったところでしっかりと取り組んでいただいたところに、我々がそういったところで参画するというふうなことも大事ではなからうかと思えますし、当然、町といたしましても、そういった研究はしてまいりますけれども、なかなかそれを簡単に導入というふうなことになりますと、なかなか厳しいというふうなことでございますので、また、議員の皆様方もそういったところの研究をしっかりといただいて、また、お知恵をいただいたらというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） そういうボイラーは北海道、これ資料をちょっと取っていただいて、の方ではもうやっているところがあります。北海道の伊達市とか、何かそういうところでご

ざいますね。ちゃんと資料がありますから。それで農業用に使って、そういうまあ、冬、寒いところではできないようなメロンを作るとか、いろいろスイカ作るとか、非常に付加価値の高いものを作ればですね農業でもやっていける。そういうことであるんだろうし、それとまあ、内子町も独自でやると言われておりますから、やっぱり自分とこの自治体でも、そういう、なんて言いますかね、自主的なことも考えていって、少しでも自主財源を上げていく。いろいろなこと、給食費を只にしましょうとか、いろいろな要件をしたら子どもが来るだろうという考え方もあると思いますが、それはそれで結構なことですけども、やっぱり自主財源、何とかして自分の町で少しでも何とかなるようなことも考えられてですね、そして、持続可能な、なんて言いますか、収入が増す、仮に出るようでしたら、そういうもんでまたそちらのほうに回すとか、いろいろなことができると思うんで、是非これは、いろいろ研究されて、すぐにせいということではありませんから、考えていただいたらなあというふうに考えます。続いて、麻生小学校の歩道は言ってもらいましたかね。これは多分、分かれと思うんですけど、今まであそこが、何であそこにあつたかなというふうに、もう本当に長い間空き家になっておって、まあ、ちょっと機会があつて雑談したら、いやあれは倉庫に使うとるかもしれんどうのこうのでって言よりましたけど、倉庫に使うた形跡もありません。私はもうずっと見てますからあれは。もうトタンで囲って全く出入りなんかはしてない。一時期は下水道の工事するために、あそこを土建屋さんが、外の広場は使われておりましたね。それ以外は、家自体は何も使ってないですから。それは、もし交渉相手があるのであれば、どうしてもしていただきたい。これについて一つ。

○議長（森永茂男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 旧の国道 33 号線につきましては、上原町から高尾田の農協の交差点まで、ずっと森松渡ったところなんですけれども。昔は波式という形で、砂利道の時代に、用地があつたわけなんですけれども、それを原町の地域につきましては、皆さん見ていただいたら分かりますけれども、払い下げをしておりますので、歩道ができておりません。ちょうど旧の支所の辺りは。それから下については、占用というふうなことで、その建物とかの取り壊しの折に歩道を整備して、ずっと歩道を整備できておるといふふうにみていただいたらと思うんですが、高尾田の現場の所につきましても、現在倉庫が建っている。これは個人所有というふうなことで、先ほどお答えさせていただいたように、県の時点で占用をさせておるわけですから、一応はその占用がいきとおるといふふうなことで、取り壊した折には返さなければならないということでございますので、私どもが強制的にというわけにはいきませんが、先ほど面岡議員さんのご質問にありましたように、もう使ってないんだったら交渉してどうぞというふうなことで、それは私どもも所有者がおいでますから、折衝したいとは思っておりますけれども、地元の議員さんにもよろしくご協力をいただいたらなというふうに思っております。

○議長（森永茂男） 面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） これは全体的な、原町の所からせいということではないんです。川の水の川みたいにですね、下の方へいくほど人口が増えて、子どもも増えて危険性ができてく

るのと、あそこだけが特に残ってますから、行けないんで、どっこも狭かったらそれなりに考えて通れると思うんです。あそこだけが、ぽこっと残ってますから、非常にそちらを自転車が通らない、片側ばかりを通るので危険ですから、何とかするように、人が何かせいと言えば、我々はそのために出てきておりますから、どんどん協力をしていきたい。今後、新しい議員さんも入られて研修に行かれます。いろんなところを視察をしていってですね、勉強をして帰って、そういうことを町政に反映させて、理事者と協力をしてしっかり前に進めていけたらなあというふうには考えておりますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（森永茂男） よろしいですか。面岡利昌君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時4分 散会

## 平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                                                 |                                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                             |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招 集 年 月 日                                                       | 平成 29 年 6 月 9 日                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                             |
| 招 集 場 所                                                         | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 開 会                                                             | 平成 29 年 6 月 9 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                           |                                                                                                                              |                                                             |
| 出 席 議 員                                                         | 1 番 柿本 正<br>4 番 東 勝一<br>7 番 森永茂男<br>10 番 西岡利昌<br>13 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好                                                    | 2 番 佐々木公博<br>5 番 菊池伸二<br>8 番 松崎浩司<br>11 番 政岡洋三郎<br>14 番 中島博志                                                                 | 3 番 原田公夫<br>6 番 佐々木隆雄<br>9 番 大平弘子<br>12 番 山口元之<br>15 番 平岡文男 |
| 欠 席 議 員                                                         | なし                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |
| 地方自治法<br>第 121 条第 1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>企画財政課長 大江章吾<br>戸籍税務課長 富岡 修<br>介護福祉課長 門田伸介<br>建設課長 白形敏明<br>生活環境課長 田中克典<br>会計管理者 門田 巧<br>学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄<br>総務課長 相原清志<br>地域振興課長 岡田洋志<br>保険健康課長 松下寛志<br>子育て支援課長 田邊敏之<br>農林課長 大内 均<br>国体推進課長 西松伸一<br>広田支所長 高橋 桂<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                              | 議会事務局長 前田正則<br>庶務係長 中山晃志                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 傍 聴 者                                                           | 1 人                                                                                                                        |                                                                                                                              |                                                             |

平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- |        |          |                                                   |
|--------|----------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 承認第 1 号  | 専決処分第 4 号の承認について(砥部町税条例の一部改正)                     |
| 日程第 2  | 承認第 2 号  | 専決処分第 5 号の承認について(砥部町国民健康保険税条例の一部改正)               |
| 日程第 3  | 報告第 3 号  | 専決処分第 3 号の報告について(農道大成線道路管理瑕疵に伴う人身事故に係る和解及び損害賠償の額) |
| 日程第 4  | 報告第 4 号  | 専決処分第 6 号の報告について(砥部町学校給食センター改築機械設備工事の変更請負契約の締結)   |
| 日程第 5  | 報告第 5 号  | 専決処分第 7 号の報告について(砥部町学校給食センター改築電気設備工事の変更請負契約の締結)   |
| 日程第 6  | 報告第 6 号  | 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について                             |
| 日程第 7  | 報告第 7 号  | 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について                          |
| 日程第 8  | 報告第 8 号  | 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について                         |
| 日程第 9  | 報告第 9 号  | 平成 28 年度砥部町継続費繰越計算書の報告について                        |
| 日程第 10 | 報告第 10 号 | 平成 28 年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について                      |
| 日程第 11 | 報告第 11 号 | 平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について                |
| 日程第 12 | 議案第 28 号 | 砥部町税条例等の一部改正について                                  |
| 日程第 13 | 議案第 29 号 | 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 1 号)                        |
| 日程第 14 | 議案第 30 号 | 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)                |
| 日程第 15 | 議案第 31 号 | 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)                  |
| 日程第 16 | 議案第 32 号 | 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 1 号)                      |

・散 会

平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会  
平成 29 年 6 月 9 日（金）  
午前 9 時 30 分開議

○議長（森永茂男） ただいまから、本日の会議を開きます。



日程第 1 承認第 1 号 専決処分第 4 号の承認について(砥部町税条例の一部改正)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 1、承認第 1 号、専決処分第 4 号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） 承認第 1 号、専決処分第 4 号の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定よりこれを報告し、承認を求める。平成 29 年 6 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第 4 号、専決処分書でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容でございますが、上場株式等の個人住民税の課税方式の見直し、地域決定型地方税制特例措置の新設、居住用超高層建築物に係る固定資産税の補正率の見直し、配偶者控除、配偶者特別控除の見直し、住宅ローン減税の延長、肉用牛売却による事業所得に係る課税特例の延長、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長、自動車メーカーの不正行為に関する所要の措置等が主なものでございます。詳細につきましては、新旧対照表で要点のみご説明させていただきます。それでは、専決第 4 号資料、砥部町税条例新旧対照表をご覧ください。まず、1 ページ及び 2 ページの第 33 条、3 ページの第 34 条の 9 につきましてご説明申し上げます。個人住民税配当割の課税標準である特定配当等のうち、特定上場株式等の配当等につきましては、所得税、個人住民税ともに、一つは総合課税による方法、二つ目は源泉徴収のみで申告を行わない方法、三つ目は申告分離課税による方法の三つのうち、いずれかの方法を選択できることとされています。今回の法改正で、個人住民税の特定配当等申告書を提出することにより所得税と個人住民税が異なった課税方法を選択できるようになりました。また、株式等譲渡所得割につきましても同様の改正がされました。続きまして、3 ページ下段から 4 ページをご覧ください。第 36 条の 2 についてでございますが、これは特定非営利活動推進法、いわゆる NPO 法といわれるものでございますが、これの改正により、仮認定特定非営利活動法人の名称が、特例認定特定非営利活動法人に変更となったため改正するものであります。続きまして、5 ページから 10 ページをご覧ください。第 48 条、第 50 条につきましては、文言の改正及び法改正に伴う適用条文の改正でございます。続きまして、10 ページ下段をご覧ください。第 61 条についてでございますが、これは法改正により、新たな条文が設けられたことによる改正でございます。続きまして、11 ページ上段をご覧ください。第 61 条の 2 についてでございますが、これは地域決定型地方税制特

例措置、いわゆるわが町特例と言われるものについての改正でございます。具体的には、新たに家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に係る固定資産税につきまして、条例による軽減措置が可能となったものでございます。続きまして、同じく 11 ページの下段をご覧ください。第 63 条 2 の 2 についてでございますが、これは居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションと言われるものについてでございますが、これの家屋に係る固定資産税につきまして、実際の取引価格を参考に高層階と低層階で評価額に差をつけるよう改正されたものでございます。続きまして、12 ページ上段から 14 ページ上段の第 63 条の 3、14 ページ下段から 15 ページの第 74 条の 2 をご覧ください。こちらは災害に関する税制上の措置といたしまして、被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置について、被災市街地復興推進地域においては、住宅用地とみなす期間を 2 年度分から 4 年度分に拡充する改正をいたしました。続きまして、15 ページ下段から 16 ページ上段をご覧ください。附則第 5 条についてでございますが、これは配偶者控除、配偶者特別控除の見直しに伴い、控除対象配偶者が同一生計配偶者に名称変更したことによる改正でございます。続きまして、同じく 16 ページ下段にあります、附則第 7 条の 3 の 2 についてでございますが、こちらは消費税増税が 2 年半延長されたことに合わせ、個人住民税の住宅ローン減税も 2 年半延長されたことによる所要の措置でございます。続きまして、17 ページをご覧ください。附則第 8 条についてでございますが、こちらは肉用牛経営の安定的な継続のため、肉用牛の売却による事業所得に係る個人住民税の課税の特例が 3 年間延長されたことによる所要の措置でございます。附則第 10 条につきましては、法律改正に伴う適用条文の改正でございます。続きまして、17 ページ下段から 19 ページの上段をご覧ください。附則第 10 条の 2 についてですが、こちらは本則第 61 条の 2 でも説明いたしましたわが町特例の改正であります。具体的には、新たに企業主導型保育事業、緑地管理機構が設置管理する市民公開緑地に係る固定資産税について、条例による軽減措置が可能となったものでございます。続きまして、19 ページ中段から 24 ページをご覧ください。附則第 10 条の 3 についてでございますが、耐震改修工事や省エネ改修工事を行い、新たに長期優良住宅の認定を受けた住宅に係る固定資産税の軽減を受けるための手続きが新設されたことによる改正であります。続きまして、24 ページ下段から 27 ページをご覧ください。附則第 16 条についてでございますが、これは軽自動車税におけるグリーン化特例について、平成 31 年度まで 2 年間延長されたことによる所要の措置でございます。続きまして、28 ページ 29 ページをご覧ください。附則第 16 条の 2 についてでございますが、これは平成 28 年に発覚した燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課する措置を講じたものでございます。続きまして、29 ページ中段から 30 ページ上段をご覧ください。附則第 16 条の 3 についてでございますが、これは本則第 33 条で説明したとおりでございます。続きまして、30 ページ中段から 31 ページをご覧ください。附則第 17 条の 2 についてでございますが、これは優良住宅造成等のため土地等を譲渡した場合の個人住民税の課税の特例が 3 年間延長されたことによる所要の措置でございます。続きまして、31 ページ下段から 32 ページの附則第 20 条の 2、32 ページ下段から 34 ページの附則第 20 条の 3 をご覧ください。こ



らも本則第 33 条で説明したとおりでございますが、租税取決めや租税条約締結による配当所得等についても本則第 33 条と同様に所得税と個人住民税が異なった課税方法を選択できるように改正されました。それでは、専決処分書にお戻りください。8 ページ下段から 9 ページをお願いいたします。附則でございますが、附則第 1 条の施行期日についてですが、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則第 5 条第 1 項の同一生計配偶者への改正規定につきましては、平成 31 年 1 月 1 日から、また、附則第 10 条の 2 第 18 項の市民公園緑地に係るわが町特例につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日からそれぞれ施行します。附則第 2 条の町民税に係る経過措置についてですが、第 1 項では、この条例における個人町民税に係る部分は、平成 29 年度以降の個人町民税について適用されること、第 2 項では、附則第 5 条第 1 項に係る部分は、平成 31 年度以降の個人町民税について適用されること、第 3 項では、第 48 条第 3 項第 5 項及び第 50 条第 2 項第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以降に納期が来る法人の町民税について適用されることが謳われています。附則第 3 条の固定資産税に関する経過措置についてですが、第 1 項では、この条例における固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以降の固定資産税について適用されること、第 2 項では、第 61 条第 8 項及び附則第 10 条の規定は、平成 29 年度以降の固定資産税について適用されること、第 3 項では、第 61 条の 2 の規定は、平成 30 年度以降の固定資産税について適用されること、第 4 項では、第 63 条の 3 第 2 項及び第 74 条の 2 の規定は、平成 29 年度以降の固定資産税について適用されること、第 5 項及び第 6 項では、改正前条例附則第 10 条の 2、第 15 項第 17 項の規定については、この条例の適用期間において、なお従前の例によることが謳われています。10 ページの方に移っていただいたらと思いますが、附則第 4 条の軽自動車税に関する経過措置についてですが、第 1 項では、この条例における軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の軽自動車税について適用されること、第 2 項及び第 3 項では、附則第 16 条の 2 第 2 項の規定については、条例の施行の日以前についても申出があれば適用されること、また、その申出は撤回できないことが謳われています。以上で、説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。11 番政岡議員。

○11 番（政岡洋三郎） 今の改正の中で、3 ページの中段にある第 63 条の 3 の見出しのところが、平仮名のおん分を漢字の按分に改正をされとるわけですが、その中で漢字に振り仮名を付けとんと付けてないんがあるんです。これは何か意味があるんですか。

○議長（森永茂男） 富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） ただいまの政岡議員さんの質問に対してお答えいたします。まず、法令における漢字使用等についてということで、平成 22 年 11 月 30 日に内閣法制局長の方から通知がきております。その中で、専用用語であって他に言い換える言葉がなく、しかも仮名で表記すると理解することが困難であると認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いてこれに振り仮名を付けるというような通知がありましたので、それに基づく改正をされたということでございます。附則でございますが、今回改正した理由は、先

ほど言ったとおりでございますが、二つ目に出て以降については、振り仮名については省略するということになっておりますので、一つ目に出た部分にだけ振り仮名を振っているということでございます。

○議長（森永茂男） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって承認第1号は、承認することに決定しました。

~~~~~

日程第2 承認第2号 専決処分第5号の承認について(砥部町国民健康保険税条例の一部改正)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第2、承認第2号、専決処分第5号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） 承認第2号、専決処分第5号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第5号、専決処分でございますが、平成29年3月31日付けで、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。今回の改正内容につきましては、軽減判定所得の見直しについてでございます。それでは、新旧対照表により説明させていただきます。砥部町国民健康保険税条例新旧対照表1ページをご覧ください。第23条、国民健康保険税の減額の改正点でございますが、同条第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乗ずる金額を現行の26万5千円から27万円に、続いて、2ページをご覧ください。同条第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乗ずる金額を現行の48万円から49万円に改める規定の整理を行ったものでございます。これは、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ見直しを行ったものであります。軽減判定所得の上昇により、保険税の軽減対象となる世帯数は増加するものと思われまます。専決処分書にお戻りください。附則でございますが、附則第1項では、施行期日について、この条例は、平成29年4月1日か

ら施行する。附則第2項では、適用区分について、改正規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によることとしております。以上で、説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） お尋ねします。具体的に軽減される世帯というのは、どれぐらいの数になるのでしょうか。

○議長（森永茂男） 富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） ただいまの佐々木議員さんのご質問に対してお答えいたします。29年度の課税の資産ベースで計算させていただいた結果でございますが、改正により増加する軽減判定者につきましては、全体として14世帯26人であります。増加の内訳といたしまして、5割軽減につきましては11世帯20人。2割軽減につきましては3世帯6人です。なお、軽減判定対象者の増加による保険税の減額につきましては、63万円ということになります。以上で、説明を終わります。

○議長（森永茂男） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって承認第2号は、承認することに決定しました。

~~~~~

### 日程第3 報告第3号 専決処分第3号の報告について(農道大成線道路管理瑕疵に伴う人身事故に係る和解及び損害賠償の額)

#### (報告、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第3、報告第3号、専決処分第3号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 報告第3号をお手元にお願います。報告第3号、専決処分第3号の報告について説明させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第3号をお願います。専決第3号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会

の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分するものでございます。平成 29 年 3 月 24 日提出、砥部町長佐川秀紀。農道大成線道路管理瑕疵に伴う人身事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定めるものでございます。1、損害賠償額は 79 万 4,868 円。2、相手方は表記のとおりでございます。3、事故の概要は、平成 27 年 11 月 19 日午後 5 時頃、砥部町宮内 2215 番地 1 先の、農道大成線を歩行中、路上のアスファルト塗装が剥がれた窪み、深さ約 5.5 cm に足を踏み入れ、右足首の靭帯を損傷しました。4、和解の内容は、本件事故における町の過失割合を 6 割と認め、本件事故による損害の総額 132 万 4,778 円のうち、6 割相当額を相手方及び健康保険組合に支払うことで和解するものでございます。2 ページめくっていただきまして、資料 3 をお願いします。見にくうございますが、下方中どころの四角に囲っている中の丸印の部分が事故現場で、上南台から旧砥部農免に通ずる農道です。資料 4 の裏表が舗装の破損状況でございます。以上、報告させていただきます。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） 今回は、農道における事故賠償ということですが、林道については、これ、適用することはあるんですか。

○議長（森永茂男） 白形課長。

○建設課長（白形敏明） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。林道につきましても底地が町有地でございますので、町の保険に入っているものでございます。

○議長（森永茂男） よろしいでしょうか。ほかございませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑を終わります。以上で、報告第 3 号を終わります。

~~~~~

日程第 4 報告第 4 号 専決処分第 6 号の報告について（砥部町学校給食センター改築機械設備工事の変更請負契約の締結）

日程第 5 報告第 5 号 専決処分第 7 号の報告について（砥部町学校給食センター改築電気設備工事の変更請負契約の締結）

（報告、質疑）

○議長（森永茂男） 日程第 4、報告第 4 号、専決処分第 6 号の報告について及び日程第 5、報告第 5 号、専決処分第 7 号の報告についての 2 件を一括議題とします。提出者の報告を求めます。門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 報告第 4 号及び報告第 5 号の専決処分につきまして、一括して説明させていただきます。はじめに報告第 4 号、専決処分第 6 号の報告についてでございます。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。平成 29 年 6 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。別紙の専決第 6 号の専決処分書をご覧ください。平成 28 年第 3 回定例会

で議決をいただきました砥部町学校給食センター改築機械設備工事の請負契約について、平成29年5月10日付けで変更契約を専決処分しました。受注者は、重松兄弟設備株式会社です。変更事項は、請負代金額の変更で、当初請負代金3億5,424万円に439万6,000円を増額し、3億5,863万6,000円に変更したものです。変更の主な内容としましては、水量を必要とする箇所の水道栓の径の拡大、調理員準備室への手洗いの追加、埋戻しに適さない残土等の運搬処分費の追加などで、22項目の変更に伴う増額変更でございます。次のページに工事変更請負契約の写しを、最終ページに変更箇所のリストを掲載させていただいております。続きまして、報告第5号をお願いします。専決処分第7号の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。別紙の専決第7号の専決処分書をご覧ください。平成28年第3回定例会で議決をいただきました砥部町学校給食センター改築電気設備工事の請負契約について、平成29年5月10日付けで変更契約を専決処分しました。受注者は、四国通建株式会社松山支店です。変更事項は請負代金額の変更で、当初請負代金1億3,489万2,000円に67万7,000円を増額し、1億3,556万9,000円に変更したものです。変更の主な内容としましては、分電盤の分割設置に伴う変更、外部の庇裏の露出ケーブルを収容するカバーの追加などで、12項目の変更に伴う増額変更でございます。次のページに工事変更請負契約書の写しを、最終ページに変更箇所のリストを掲載させていただいております。以上で、報告第4号及び報告第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号及び報告第5号を終わります。

~~~~~

## 日程第6 報告第6号 砥部町土地開発公社の経営状況の報告について (報告、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第6、報告第6号、砥部町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、砥部町土地開発公社の28年度の決算状況及び29年度予算につきましてご報告をさせていただきます。報告第6号お手元をお願いいたします。砥部町土地開発公社の経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、砥部町土地開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。現在、開発公社につきましては、土地を所有をしておりません。また、土地の先行取得などの事業も行っておりません。28年度につきましては、支出につきましては、役員の視察研修を行いましたので関係経費を支出し、収入につきましては、例年どおり預金利息と出資金の配当金を収入をしております。それでは、28年度の決算からご説明をさ

させていただきます。19 ページをお願いいたします。28 年度のキャッシュ・フロー計算書でございます。一番上の 1、事業活動によるキャッシュ・フローの（1）利息の受取額が 3,114 円でございます。（2）雑支出の 42 万 3,560 円につきましては、平成 28 年 11 月 9 日、10 日の日程で、大分県の国東市土地開発公社及び同公社が行いました分譲宅地の視察、それと杵築市の農業生産法人である大分サンヨーフーズの耕作放棄地を活用した果樹園地の視察経費でございます。この収入及び支出によりまして、事業活動によるキャッシュ・フローは、マイナスの 42 万 446 円となります。そのため、一番下の 6、現金及び現金同等物期末残高が期首残高より 42 万 446 円減少し、1,074 万 2,631 円となっています。この現金及び現金同等物でございますが 1,074 万 2,631 円と、そして出資証券の 1 万円を合わせた 1,075 万 2,631 円が、28 年度末の公社の全ての財産でございます。その内容につきましては、16 ページをご覧くださいと思います。財産目録でございます。上の表は資産の部でございますが、1、流動資産につきましては普通預金が 74 万 2,631 円、定期預金が 1 千万円でございます。この 1 千万円につきましては、500 万円のもの 2 口でございます。うち 1 口は、町からの出資金でございます。2、固定資産につきましては、出資証券が 1 万円でございます。以上、財産の部合計 1,075 万 2,631 円でございます。この内容につきましては、4 月 19 日に井上監事、門田監事に審査をしていただき、5 月 19 日の公社理事会で審議をしていただきました。次に、29 年度予算につきましてご説明をさせていただきます。3 ページをお願いいたします。平成 29 年度の砥部町土地開発公社予算でございます。29 年度予算は、3 月 15 日に公社の理事会を開催し、審議していただき決定をしていただきました。29 年度も公社での公有地取得、土地造成事業はございません。第 2 条に定めておりますように収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ 575 万 7 千円と定めております。その予算の内容でございますが、4 ページをお願いいたします。平成 29 年度の収入は、1 款 1 項繰越金が 575 万 2 千円、受取利息が 4,000 円、雑収入が 1 千円、合計 575 万 7 千円でございます。支出でございますが、1 款 1 項一般管理費が 4 万円、2 款 1 項予備費が 571 万 7 千円で、合計 575 万 7 千円でございます。10 ページをお願いいたします。この予算に伴う平成 29 年度末の財産状況を表した平成 29 年度の予定貸借対照表でございます。29 年度末で 1,071 万 7 千円の資産を持つ予定でございます。その内容は、現金と有価証券でございます。以上で、報告第 6 号、砥部町土地開発公社の経営状況についての報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第 6 号を終わります。

~~~~~

日程第 7 報告第 7 号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について

(報告、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第 7、報告第 7 号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大内農林課長。

○農林課長（大内均） それでは、報告第7号につきましてご説明をいたします。お手元に報告第7号をお願いいたします。株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告いたします。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。まずはじめに、28年度の決算からご説明を申し上げます。第25期定期株主総会資料の3ページをご覧ください。貸借対照表科目、資産の部、決算額をご覧ください。1、流動資産は8,407万6,983円で、内訳は現金及び預金、売掛金、たな卸資産、未収入金です。売掛金は森林組合からの請負によるもの、未収入金は町からの助成金となっております。2、固定資産は316万2,693円で、内訳は有形固定資産298万7,709円、無形固定資産7万4,984円、投資その他の資産が木材取引のための保証金10万円でございます。一番下の段の部、資産の部でございますけども、合計は8,723万9,676円でございます。次に、4ページをお願いいたします。科目、負債の部、決算額をご覧ください。1、流動負債は439万8,519円で、内訳は未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金です。金額が多い未払金の主なものは、職員の給与、燃料費、重機賃借料、車検代等でございます。固定負債はございません。真ん中どころ、負債の部の合計は439万8,519円でございます。次に、科目、資産の部、決算額をご覧ください。資本金1億100万円と3の利益剰余金マイナス1,815万8,843円で、株式資本は8,284万1,157円となっております。以上、一番下の段ですが、純資産の部合計8,284万1,157円、負債・純資産の部合計8,723万9,676円となっております。次に、5ページをお願いいたします。損益計算書でございます。売上高は、決算額3,548万9,439円で、林業収入と運送収入でございます。2の売上原価はございません。3、販売費及び一般管理費は、決算額4,312万2,403円です。詳細につきましては、6ページをお願いいたします。合計の決算額は4,312万2,403円で、前年度と比較しますと295万8,656円の増加となっております。主な要因につきましては、給料が135万7,898円の増で、給与改定及び労災休業職員の復帰と今年3月から臨時職員1名を雇用したことによるものでございます。法定福利費が72万838円の増で、労災保険料の掛金率と社会保険料率の改正によるものでございます。減価償却費が64万8,705円の増で、重機等の償却費でございます。修繕費が116万4,202円のマイナスでございます。グループ付バックホーを新たに購入したことにより修繕料が減少したものでございます。5ページに戻っていただきまして、1の売上高3,548万9,439円から、3の販売費及び一般管理費4,312万2,403円を引き、4の経営外収益1万1,177円を加えますと、経営損失は762万1,787円となりました。次に、特別利益は、町からの交付金、補助金で857万円で、前年度から198万6,400円のマイナスでございます。7、特別損失はございません。以上、税引前当期純利益94万8,213円から、法人税、住民税及び事業税43万5,900円を引きますと、当期純利益は51万2,313円となりました。前後して申し訳ございませんが、1ページをお願いいたします。平成28年度の事業報告といたしまして、1、総括事項をご覧ください。平成28年度、株式会社グリーンキーパーは、砥部町森林組合からの搬出間伐、作業道開設等の素材生産事業や町の入札、また、町内業者や一般の方からの依頼による支障木伐採等の事業を行いました。昨年度に引き続き平成28年度花粉発生源対策促進事業として、高市地区にある町有林の一部を

全伐するとともに間伐し、無花粉杉の植林やバイオマス発電に必要な木片の搬出等を行い山林整備ができました。今後、この事業を行うにあたっては、各条件を満たさなければならないことから、個人の林家での実施は難しいと思われます。また、町の委託業務として、障子山の登山道と山頂の支障木伐採を行いましたので、登山に訪れる方の癒しの場になればと期待をしております。以上が、事業報告の概要でございます。次に、8ページをご覧ください。平成29年度の事業計画としまして、経営方針をご覧ください。森林が持つ機能を十分に発揮するには、間伐や伐期を迎えた樹木を伐採するなど、適切な森林整備が不可欠です。平成29年5月1日より、一般材において県森連全体統一価格での契約販売を実施しています。目的は、木材の安定供給及び価格の安定化であり、林家の方々が安心して森林整備に着手できることを期待しています。経営について、平成27年11月に新しく林業機械を導入したことで修繕費は減少しましたが、搬出用のフォワーダ、運搬用のトラック、人夫輸送用の車の老朽化等、新たな課題も出てきています。また、従業員の高齢化が進んでいるため、平成29年3月に従業員を1名採用しました。現在、各研修や現場での作業を頑張っており、引き続き若い人員確保に取り組みます。そのためにも魅力ある会社づくり、次世代に引き継ぐ森づくりに日々努力してまいります。以上が、事業計画の概要でございます。続いて、9ページをお願いします。平成29年度収支予算でございます。売上高は3,735万円で、前年度から310万円の増加を見込んでおります。販売費及び一般管理費は4,485万2千円で、260万7千円の増加です。営業外収益は1万5千円で増減はありません。以上、中どころの経営損失は748万7千円の損失となりますが、前年度と比較しますと49万3千円減る見込みとなっております。なお、経営損失に対しまして、特別利益として、町からの補助金を1,060万円見込んでおりますので、当期純利益は、一番下の段201万3千円を見込んでおります。なお、売上高計算内訳と、販売費及び一般管理費の計算内訳は、10ページの記載のとおりでございます。以上、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今、報告がございました。この29年度の中にですね、引き続き若い人の人員の確保に取り組み、そのためには魅力ある会社を作りたいと挙げております。従業員の方がね、夏仕事して帰って来て、あの汗臭いままで帰るんですか。やはり、その環境には、シャワーの整備も必要じゃないかと思うんですが。そういう魅力ある会社を作るためには、シャワーは完備されとるんでございませうか。

○議長（森永茂男） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えします。シャワーの設置はいたしておりません。ただですね、29年度に向けましては、経営改善を行う予定でございまして、それを進めながら、まずですね、従業員の方の給与を改善できるように何とか取り組みたいと、それから先に進めたいと思っております。以上です。

○議長（森永茂男） よろしいでしょうか。三谷議員。16番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） もちろん給料は大事です。やっぱり働く環境というのに、今一番言われとる時期でございますので。ややもすると、農業は、3Kのうちの汚い、苦しいという3Kのうちに入っておりますんで、やっぱりそこらは、仕事が済んでもね、自社が作ったボイラーの、先ほどの質問に、面岡議員が言うたように、バイオマスでお湯を沸かしてもいいじゃないですか。そうして魅力ある環境に作ったら、また若い人も来られるんじゃないか。まあ、給料が先、どっちが先やるかはこれは別としてね、経営の中の手段として、それを頭においていただきたいと思います。以上。

○議長（森永茂男） 回答はよろしいですか。ほかにございせんか。10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） ちょっと関連になろうかと思いますが、やはり、若い人、そういう環境とか給料、これはもう大切なことであろうと思いますけれども、やはり働いて、補助を受けずに自分だけで利益が出というような会社を作ったら、それは魅力が多分あると思うんです。そういうところであの、今までの、従来のだけじゃなしに、それで考えるのが、そういうふうにチップを作る工場を併用して、雨とか天気の悪い時には、それを作って貯めておいて売るといふ、そういうやっぱり、今後は発想を考えて、魅力あるやっぱり職場というのは、自分らが働いた、それがしっかりと裏付けがあるというような、そういう職場づくりをせんとすね、小手先でやってもなかなか長くは続かないんじゃないんだろうかと。そういうことは、お考えないですか。

○議長（森永茂男） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） ただいまの面岡議員さんの質問にお答えします。グリーンキーパーとしてはですね、そういうところは考えておりません。

○議長（森永茂男） よろしいですか。10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） 全然そういうことは考えず、やっぱり従来どおり、1,000 万ぐらいの補助を受けて、これからも細々とやっていくということで、何かやっぱりそこらへんの改革をせないかんというような、根本的なことは考えていかな、座して死を待つということでは、ちょっとどうかなという気はするんですが。もう一回、そこらへん。

○議長（森永茂男） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 面岡議員さんにお答えします。グリーンキーパーにつきましては、やはり作業班でありますので、チップ工場を作るとか、それでやるというのは、また、町とか森林組合の方の担当になるんじゃないかと思っておりますので、そちらの分野でお願いしたいと思っております。

○議長（森永茂男） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑を終わります。以上で、報告第7号を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、10 時 45 分の予定です。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

~~~~~

**日程第8 報告第8号 有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について**  
**(報告、質疑)**

○議長（森永茂男） 日程第8、報告第8号、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） それでは、報告第8号についてご説明申し上げます。お手元に報告第8号をお願いいたします。報告第8号、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社砥部町産業開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。まずはじめに、28年度の決算からご説明申し上げます。第32回社員総会資料6ページをお願いいたします。貸借対照表、資産の部、右の決算額の欄をご覧ください。1、流動資産427万7,971円。内訳は、現金及び預金、たな卸資産、前払費用、未収入金です。この未収入金316万7,470円の内訳は、3月分の指定管理料35万6,500円、公園清掃受託料127万4,400円、3月の売店手数料等の未収金153万6,570円でございます。2、固定資産31万7,380円です。内訳としまして、有形固定資産17万1,780円、農業集落排水施設でございます。無形固定資産14万5,600円、電話加入権でございます。一番下のところ、資産の部の合計459万5,351円でございます。7ページをお願いいたします。負債の部でございます。右の決算額の欄をご覧ください。1、流動負債229万9,098円、内訳としまして、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金でございます。未払金の主なものは、販売商品に係る商品仕入代金やPOSレジ、商品関係消耗品などでございます。2、固定負債として、退職給付引当金305万3,925円でございます。真ん中どころ、負債の部合計535万3,023円でございます。次に、純資産の部でございますが、1、資本金533万円、3、利益剰余金マイナス608万7,672円を合計しまして、株主資本マイナス75万7,672円でございます。純資産の部合計マイナス75万7,672円。負債・純資産の部合計459万5,351円となっております。次に、8ページをお願いいたします。損益計算書でございます。右の決算額の欄をご覧ください。売上高1949万8,469円。内訳としまして、売店売上617万1,403円、管理受託料555万2,400円。内訳は指定管理料427万8,000円、神の森公園、長曾池公園管理受託料127万4,400円でございます。売店手数料723万4,666円、賃貸料収入54万円。2、売上原価が514万3,029円でございますので、売上総利益は1,435万5,440円となっております。次に、販売費及び一般管理費は1,446万1,965円です。内訳は、次の9ページをお願いいたします。決算額合計で前期と比較いたしますと、3万2,498円の減でございます。内訳は、科目の欄に記載のパート職員の雑給、職員の給与手当、法定福利費などでございます。このうち退職金の決算額は、ゼロとなっております。これは、前期額は退職手当引当金として計上してございましたが、中小企業退職共済への29年3月に加盟したため決算額はゼロとなっております。8ページに戻っていただきまして、売上総利益1,435万5,440円から、販売費及び一般管理費1,446万1,965円引きますと、営業損失は10万6,525円です。次に、4、営業外収益として自動販売機等の手数料が84万7,800円で、経常利益が74万1,275円ということになりました。7、特別損失

として、社有車を廃車したことによる固定資産除却損 1 円を除いて、税引前当期純利益 74 万 1,274 円、法人税、住民税及び事業税が 8 万 1,400 円で、当期純利益は 65 万 9,874 円で、2 期連続で単年度黒字となりました。前後して申し訳ございません。1 ページをお願いします。平成 28 年度の事業報告でございますが、(1) 顧客サービス方針につきましては、昨年事業計画に掲げた項目の結果を記載しております。28 年度は、地方創生加速化交付金を活用して、道の駅エリア活性化業務を行い、店舗のレイアウト変更や職員の接客研修の実施に加え、運営マニュアルを作成することで適切な店舗の運営管理を行えることとなりました。2 ページをお願いします。(2) 販売及び収益に関する方針は、売上高 5,318 万円で、販売目標 6 千万円を達成することができませんでした。3 ページをお願いします。(3) 経費縮減、(4) 人員配置、(5) 賃貸借管理については、記載のとおりでございます。4 ページをご覧ください。(6) 催事の企画運営につきましては、レジ通過者、売上共に昨年を下回る結果となりました。次に、12 ページをお願いします。29 年度事業計画でございますが、(1) 顧客サービス方針から 13 ページ(6) 営業日まで、運営マニュアルにより店舗運営、商品管理、接客レジ対応など計画しているものでございます。次に、14 ページをお願いします。平成 29 年度収支予算でございますが、収入の部、本年度の予算額でございますが、売店売上を 45 万円増、管理委託料 15 万円増額、売店手数料を 50 万円減額。内容は、説明の欄のとおりでございます。収入の部合計 1,594 万円、10 万円の増額を見込んでおります。次に、支出の部でございます。比較増減の主なものは、法定福利費が 44 万円の増、中小企業退職共済の掛金及び社会保険料の増額を見込んでおります。次に、修繕費が 10 万円の減、車両修繕費用等でございます。次に、水道光熱水費は、実績により 15 万円減としております。一番下の支出の部合計 1,594 万円でございます。以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(森永茂男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。5 番菊池伸二君。

○5 番(菊池伸二) 私、今、そこの峡の館行かしていただいたんですけども、今、すっかりして、買いやすくなったというお客さんの反応があるんですけども、改造後、売上いりか、まだ最近ですけども、そういう反応はいかがですか。広がって。

○議長(森永茂男) 岡田地域振興課長。

○地域振興課長(岡田洋志) 菊池議員さんのご質問にお答えします。3月にリニューアルさせていただきまして、4月の売上が対前年 13.4%増、5月の売上が対前年 15.2%増。4月が 55 万 1,140 円の増、5月が 56 万 8,492 円の増ということで、店舗リニューアルの結果が出ておろうかと思えます。

○議長(森永茂男) よろしいですか。ほかにございませんか。6 番佐々木隆雄君。

○6 番(佐々木隆雄) 今、4 ページのところですね、イベント関係で、数字を見て、ちょっと間違えかもしれませんが、催事が合計で 34 日間、まあ、どうもあつたと。で、その間のレジ通過者が 9 千余りということで、この 1 催事当たり、1 日当たり、何人ぐらいになるんでしょうかね。ちょっとさっと計算できないんですが。それとですね、11 ページの年間のレジ通過者が 6 万 4,829。これと比較して、催事の時と普段との、この、いわゆるレジ通

過者の比較って言いますか、どれぐらいの差があるのか、ちょっとこれ計算できないんですけども、あるのかな、というふうなことと、それから、今のリニューアルもそうなんですけども、やはり、この方針のところでも、報告のところでもそうなんですけども、顧客サービスということで、来た方へのサービスというふうなところとかですね、後の、そのこの運営の問題については触れられているんですけども、やっぱり、こういう施設というのは、まず来てもらうことが一番重要じゃないかと思うんですね。そういう意味では、来てもらうためにどうするんだというふうな視点が、ちょっと弱いんじゃないかなというような気がするんですけども、そのへんについて、課長のお考え、お聞かせいただければと思います。

○議長（森永茂男） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 佐々木議員さんの質問にお答えさせていただきます。まず、レジ通過者の数でございますが、先ほど、ご指摘ございました、11 ページの6万4,829のうち、催事の通過者というのが含まれております。これについては、イベントの中で集計したものでございますので、内数ということでご理解いただけたらと思います。あと、顧客に対する情報発信でございますが、まず、イベントにつきましては、ご案内のとおり広報等でチラシと一緒に配布をさせていただいてます。あと、イベントにつきましては、観光協会のホームページであったり、そういったところ、あるいは雑誌等の媒体を使いまして、情報発信をしていっておりますが、イベントのスケジュールが、なかなか決まりにくいというところもございまして、そのあたりは、順次、店長と話し合いました情報発信をしてまいりたいと考えております。

○議長（森永茂男） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） これは要望になるんですけども、地域おこし協力隊が、いろんな活動をされているようですし、あの活動の中にも、いろんなイベントにも参加していただくし、協力もいただくというふうなことと、それから、ぜひですね、あそこを利用している人が、いろんな形で発信をしてもらえるような仕掛けも作ってもらって、今、いろんな所です、いいねとかやっていますけども、あそこでこんなことがあったよとかいうふうなことをですね、利用者がこう出してもらえるような、いろんなことをやっていただければいいかなと思います。以上です。

○議長（森永茂男） ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑を終わります。以上で、報告第8号を終わります。

~~~~~

日程第9 報告第9号 平成28年度砥部町継続費繰越計算書の報告について (報告、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第9、報告第9号、平成28年度砥部町継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 平成28年度の砥部町の継続費の繰越計算書につきまして、

ご報告をさせていただきます。報告第9号をお手元によりしくお願いいたします。平成28年度砥部町継続費繰越計算書の報告について。平成28年度砥部町継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、計算書をご覧いただきたいと思います。10款教育費、5項社会教育費で、砥部町民ミュージカル事業でございます。これにつきましては、28年の9月議会でご議決をいただいた事業でございます。継続費の総額846万3千円のうち、28年度の年割額320万円の予算に対しまして、28年度に係る脚本制作等のミュージカル委託料、そして、ポスターチラシ印刷等について、304万8,473円を執行した残額15万1,527円を翌年度に繰り越すものでございます。以上で、報告第9号、平成28年度砥部町継続費繰越計算書についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第9号を終わります。

~~~~~

日程第10 報告第10号 平成28年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について  
(報告、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第10、報告第10号、平成28年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 平成28年度砥部町の繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告をさせていただきます。お手元に報告第10号をお願いいたします。平成28年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成28年度砥部町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、計算書をご覧いただきたいと思います。3件ございます。まず、総務費1件、民生費1件、教育費1件の合計3件の繰り越しを行いました。はじめに、個人番号カード交付事業につきましては、予定しておりました申請数が少なかったことにより、166万7千円を繰り越したものでございます。繰越財源といたしまして、全額、未収入である国庫支出金を充てるものでございます。次の臨時福祉給付金支給事業につきましては、昨年12月議会でご議決いただいたものでございますが、7,878万5千円を繰り越したものでございます。繰越財源といたしまして、全額、未収入である国庫支出金を充てるものでございます。次の給食センター改築事業につきましては、工事の遅延によりまして10億3,388万7千円を繰り越したものでございます。繰越財源といたしまして、未収入の国庫支出金を1億3,766万1千円、同じく未収入でございますが、地方債を8億3,070万円、差引、一般財源を6,552万6千円を充てるものでございます。以上で、報告第10号、平成28年度砥部町繰越明許費繰越計算書についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第 10 号を終わります。

~~~~~

日程第 11 報告第 11 号 平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(報告、質疑)

○議長（森永茂男） 日程第 11、報告第 11 号、平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） それでは、報告第 11 号についてご説明申し上げます。報告第 11 号をご準備ください。平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。平成 29 年 6 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。次のページの平成 28 年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。国の補正予算に伴う国庫補助金の追加交付により発注いたしました公共下水道整備工事で、住民及び商業施設等の諸調整に不測の日数を要したため、8,900 万円を繰り越すものでございます。報告第 11 号の資料をご覧ください。2 点ございます。麻生地区の工事でございますが、下原町バス停から麻生のニュータウンにつながる所の位置でございますが、それについては、平成 29 年 7 月末の工事完成予定をしております。拾町地区の工事、開花亭の所でございますけれども、これにつきましては、平成 29 年 9 月末の完成を予定しております。以上ご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。以上で、報告第 11 号を終わります。

~~~~~

日程第 12 議案第 28 号 砥部町税条例等の一部改正について

(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（森永茂男） 日程第 12、議案第 28 号、砥部町税条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） 議案第 28 号、砥部町税条例等の一部改正について。砥部町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成 29 年 6 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の 8 ページの下段をご覧ください。地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割等について、所要の規定の改正を行うため、提案するものであります。今回の改正内容でございますが、平成 31 年 10 月より、軽自動車税に新たに環境性能割が規定されること、現行の軽自動車税の名称が種別割に変更されること、法人町民税の法人税割の税率が改正されること等が主なものでございます。詳細につきましては、

新旧対照表で要点のみご説明させていただきます。それでは、議案第 28 号資料、砥部町税条例新旧対照表第 1 条改正から説明いたします。1 ページをご覧ください。まず、第 18 条の 3 でございますが、これは軽自動車税の名称が、種別割に変更されることによる改正であります。1 ページの中段から 2 ページをご覧ください。第 19 条についてでございますが、これは、納期限後に納入した税金に延滞金を加算して徴収する旨の条文に軽自動車税の環境性能割の申告納付についても加えるものであります。3 ページをご覧ください。第 34 条の 4 は、法人町民税、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴いまして、本町の税率におきましても、12.1%から 8.4%に引き下げを行うものでございます。第 80 条は、3 輪以上の軽自動車の取得者に対し環境性能割を課し、軽自動車等の所有者に対しては、種別割を課すことを規定したものでございます。4 ページをご覧ください。第 81 条についてでございますが、これは、軽自動車税の付加決定に際し、一定の条件において、環境性能割に係る取得者及び種別割に係る所有者として、みなし課税をすることを規定したものでございます。5 ページをご覧ください。第 81 条の 2 につきましても、現行において、第 80 条の 2 に規定している日本赤十字社が所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲の条文を移動するようになっておること、内容に変更はございません。第 81 条の 2 の 2 につきましても、同様に現行の第 81 条の条文が移動したもので、内容に変更はございません。第 81 条の 3 につきましても、環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常必要とする価額とするものでございます。第 81 条の 4 につきましても、環境性能割の税率は、平成 17 年排出ガス基準の 75%低減達成に加え、燃費基準値の達成度に応じて 100 分の 1、100 分の 2、100 分の 3 とするものであります。6 ページをご覧ください。第 81 条の 5 では、環境性能割の徴収は、申告納付の方法により行うものとし、第 81 条の 6 では、その環境性能割の申告納付について、3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、法の定める期日までに申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割を納付するというものでございます。第 81 条の 7 では、これらの規定に係る申告を行わなかったものに対する過料を規定しております。7 ページをご覧ください。第 81 条の 8 は、環境性能割の減免について規定したものでございます。7 ページ終段から 14 ページをご覧ください。こちらは、軽自動車税の種別割に係る改正といたしまして、第 82 条、第 83 条、第 85 条、第 87 条から第 91 条までにつきましても、条例において軽自動車税と表記されているものを平成 31 年 10 月 1 日以降は、種別割に名称を変更するものでございます。14 ページの中段から 15 ページをご覧ください。附則第 15 条の 2 から附則第 15 条の 4 までの規定につきましても、先ほど説明いたしました、本則の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収につきましても、愛媛県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例によって行うこととし、減免につきましても、本則第 81 条の 8 の規定にかかわらず、愛媛県知事が、当分の間、自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして、3 輪以上の軽自動車に対して、環境性能割を減免するというものでございます。また、環境性能割の申告納付につきましても、当分の間、愛媛県知事に対して行うことという規定でございます。これにより、附則第 15 条の 5 では、徴収取扱費を愛媛県に対して交付することと規定しております。次に、附則第 15 条の 6 では環境性能割の税率につき

まして、第1項では営業用の3輪以上の軽自動車においては、本則第81条の4の規定を表のとおり減額するものであります。第2項では、自家用の3輪以上の軽自動車においては、税率の上限を100分の2に引き下げるものであります。16ページから20ページをご覧ください。第16条及び第16条の2につきましては、種別割における重課制度は継続されますが、グリーン化特例につきましては、平成31年度までとなっているため、今回、第16条の第2項から第7項まで及び第16条の2を削除するものであります。以上で、本則第1条の改正内容の説明を終わります。続きまして、21ページから23ページをご覧ください。砥部町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表第2条の改正を説明させていただきます。こちらは、平成26年砥部町条例第15号、砥部町税条例等の一部を改正する条例における附則第5条及び附則第6条において、本条例第1条改正における本則第82条の種別割の税率に係る区分について、号名の追加等が行われたことから、用語の整備を行ったもので、内容の変更はございません。続きまして、24ページから29ページをご覧ください。砥部町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表第3条改正を説明させていただきます。こちらは、平成27年砥部町条例第23号、砥部町税条例等の一部を改正する条例における附則第5条において、本条例第1条改正における本則第19条の改正を行い、所要の規定の整備を行うもので、内容に変更はございません。以上、本則第2条及び第3条の改正内容の説明を終わります。議案書にお戻りください。8ページをお願いします。附則でございしますが、附則第1条は施行期日について、この条例は、公布の日から施行します。ただし、軽自動車税に関する改正部分及び法人町民税に関する改正部分につきましては、平成31年10月1日から施行します。附則第2条の町民税に関する経過措置についてですが、法人町民税の税率改正は、平成31年10月1日以後に事業年度が始まる法人から対象となることが謳われています。附則第3条の軽自動車税に関する経過措置についてですが、軽自動車税の環境性能割については、平成31年10月1日以後に取得された、3輪以上の軽自動車に課税されること、軽自動車税の種別割については、平成32年度以後の課税に適用されることが謳われています。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第28号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって議案第28号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第29号 平成29年度砥部町一般会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第30号 平成29年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 15 議案第 31 号 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 16 議案第 32 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 1 号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(森永茂男) 日程第 13、議案第 29 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号から日程第 16、議案第 32 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号までの 4 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長(大江章吾) それでは、私からは議案第 29 号の一般会計補正予算、議案第 30 号の国民健康保険事業特別会計補正予算及び議案第 31 号の介護保険事業特別会計補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。はじめに、一般会計につきましてご説明を申し上げます。予算書をお手元をお願いをいたします。予算書の 1 ページをお開きいただけますでしょうか。議案第 29 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号。平成 29 年度砥部町の一般会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,742 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82 億 5,409 万 3 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。第 2 条、地方債補正、地方債の変更及び追加は、第 2 表、地方債補正による。平成 29 年 6 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、歳出でございますが、3 ページをお願いをいたします。歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。2 款総務費でございますが、454 万 4 千円追加し、11 億 791 万 4 千円といたしました。1 項総務管理費で、高市区の神輿購入に対する補助金 250 万円の追加。2 項徴税費で町県民税特別徴収の税額決定通知書の郵送料の追加などがございます。3 款民生費でございますが、5,525 万 9 千円を追加し、26 億 8,917 万 4 千円といたしました。1 項社会福祉費で、高齢者施設のスプリンクラー設備等の改修及び防犯カメラの整備に対する補助金 589 万 7 千円、総合福祉センターの建設に関連しまして、シルバー人材センターの一時移転に伴い、同センターに対する運営交付金 170 万 1 千円、補償費 184 万 9 千円、また、造成工事費 3,500 万円の追加。2 項児童福祉費で、砥部小学校放課後児童クラブ増設のための工事関連経費 234 万 6 千円、麻生保育所改築に伴う境界確認、分筆業務及び造成工事設計委託料 594 万 2 千円の追加などがございます。6 款農林水産業費でございますが、4,659 万 6 千円追加をし、3 億 262 万 1 千円といたしました。1 項農業費で、ハウス谷樋や P O フィルムの導入、七折小梅の改植に対する補助金 1,668 万 6 千円、簡易ハウス、A P ハウスの整備などに対する補助金 842 万 2 千円、新規就農者の行う農業機械等の整備費に対する補助金 320 万 2 千円、六次産業化の推進に関する経費 1,430 万円の追加。2 項林業費で、鳥獣害防止対策のための電気柵等の整備に対する補助金 234 万 4 千円の追加などがございます。7 款商工費でございますが、62 万 7 千円を追加し、2 億 3,031 万 7 千円といたしました。砥部焼窯元パンフレットの印刷費の追加でございます。8 款土木費でございますが、4,691 万円を追加し、7 億 5,546 万 3 千円といたしました。2 項道路橋りょう費で、道路維持費 1,500 万円と町道高尾田麻生線、千足北川毛線、日の出広瀬線等の道路改良費 3,191 万円の追加でございます。10 款教育費でございますが、348 万 7

千円を追加し、11億3,887万8千円といたしました。1項教育総務費で、小学校の社会科副読本の印刷費140万4千円、山村留学センター運営費168万6千円の追加。5項社会教育費で、文化財保存顕彰のための補助金25万円の追加などがございます。歳入でございますが、2ページをご覧いただきたいと思っております。使用料154万円、国庫支出金1,382万9千円、県支出金2,992万1千円、繰越金、一般財源でございます7,172万6千円、諸収入250万7千円、町債3,790万円でございます。次に、地方債補正でございます。4ページをお願いをいたします。合併特例事業の変更でございます。総合福祉センターの建設事業費の増額に伴いまして、5,790万円の予定を3,320万円増額し、9,110万円とするものでございます。5ページでございますが、これは追加でございます。社会福祉施設整備事業の追加でございます。麻生保育所の改築事業の財源とするために470万円を追加するものでございます。一般会計につきましては、以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。予算書をお手元をお願いをいたします。1ページをお願いをいたします。議案第30号、平成29年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号。平成29年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,818万4千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いをいたします。歳出でございます。1款総務費を32万円追加をし、1,350万3千円といたしました。制度改正に伴い、国保システムの改修の委託料及び連合会に対する負担金で32万円追加するものでございます。4項前期高齢者納付金等につきましては、支払基金への納付金を65万3千円追加するものでございます。歳入でございますが、2ページをご覧いただきたいと思っております。国庫補助金17万3千円、他会計繰入金、これは一般会計繰入金でございますが14万7千円、繰越金65万3千円でございます。以上で、国民健康保険事業特別会計の補正予算のご説明を終わります。続きまして、介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明をさせていただきます。予算書をお手元をお願いをいたします。予算書の1ページをお願いいたします。議案第31号、平成29年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号。平成29年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正、介護サービス事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,383万3千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成29年6月9日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いをいたします。歳出でございます。2款サービス事業費でございますが、48万3千円追加し4,382万2千円といたしました。広寿会に委託しておりますデイサービス事業の介護職員処遇改善加算を増額するため、委託料を48万3千円追加をいたしました。歳入でございますが、2ページをお願いをいたします。介護サービス収入を48万3千円充てるものでございます。以上で、一般会計、国民健康保険事業特別

会計及び介護保険事業特別会計の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（森永茂男） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） 引き続きまして、議案第 32 号をお願いいたします。1 ページをお開きください。平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。第 1 条、平成 29 年度砥部町水道事業会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 2 条、平成 29 年度砥部町水道事業会計の予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。4、主要な建設改良事業、配水管新設及び布設替を 493 万円増額いたしまして、1 億 9,093 万円とするものでございます。第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。1 款 1 項営業費用を 500 万円増額し、2 億 8,609 万 6 千円とし、支出合計を 3 億 1,232 万 6 千円とするものでございます。要因は、退職給付費引当金の繰り入れでございます。次に、第 4 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額 1 億 2,930 万円を不足する額 1 億 3,423 万円に改め、過年度分損益勘定留保資金 3,632 万 9 千円を過年度分損益勘定留保資金 4,125 万 9 千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。1 款 1 項建設改良費を 493 万円増額し、6 億 821 万 8 千円とし、支出合計を 6 億 9,518 万 6 千円とするものでございます。要因は、総津浄水場改修工事実施設計委託業務を追加したことによるものでございます。次に、第 5 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。職員給与費を 500 万円増額し、5,185 万 3 千円とするものでございます。平成 29 年 6 月 9 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。11 番政岡洋三郎君。

○11 番（政岡洋三郎） 一般会計の補正予算書の一番最後のページの 28 ページですけど、地方債に関する調書の中で、29 年度の起債見込みが、今回、民生費で改正されて増えるのは分かるんですが、教育費が何も無いのに当初の予算と比べたら、当初が 1 億 3,370 万円になっとたと思うんですが、今回、9 億 1,180 万円という数字があがってるんですが、事業が無いのに上がるのはちょっとおかしいと思うんですが。

○議長（森永茂男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 政岡議員さんのご質問にお答えをいたします。教育費につきましては、給食センターの繰り越しの分でございます。当初予算では、まだ繰り越しが確定しておりませんでしたので、借り入れる予定で計算をしておりました。今回、給食センターは、29 年度に繰り越しをされました。起債につきましても、繰り越しをしておりますので、その分を反映したものでございます。以上でございます。

○議長（森永茂男） よろしいでしょうか。ほかございませんか。16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 一つ、一般会計の一つ手前の 27 ページでございますが、文化財保護事業費の中に、旅費というのと旅費負担金ちゅうのが、25 ページでは掲げておりますが、これは教育長、文化財というのは、埋蔵文化財も含まれての費用でございませうか。

○議長（森永茂男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えいたします。25ページの文化振興費の旅費の支出の予算ということでございますが、この旅費につきましては、大森研一監督の映画の海すずめのところに監督を招へいして、解説と、また、砥部あるいはこの映画についての紹介をしていただくと。砥部につながるのある文化の振興に、来ていただくための招へいの費用になっております。以上でございます。

○議長（森永茂男） よろしいですか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 一般会計の23ページ、予算の。六次産業化推進グループ活動事業費交付金ということで、130万円予定されておりますが、このグループというのは、どういうグループなんでしょうか。

○議長（森永茂男） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの佐々木議員さんのご質問でございますけども、今、地域とですね、地元の農業者の奥様方と話し合っておるところでございます。これからですね、ある程度の人数を決めて、どういう人を基準にですね、進めていくかということは、今、ちょうど検討中でございますので、また決まりましたらご連絡したいと思います。以上でございます。

○議長（森永茂男） よろしいですか。ほかにございませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男）

質疑を終わります。お諮りします。議案第29号から議案第32号までの4件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって議案第29号から議案第32号までの4件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、6月16日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時43分 散会

平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

招 集 年 月 日	平成 29 年 6 月 16 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 29 年 6 月 16 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠 席 議 員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 国体推進課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 中山晃志		
傍 聴 者	1 人		

平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 28 号 | 砥部町税条例等の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 29 号 | 平成 29 年度砥部町一般会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 3 | 議案第 30 号 | 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 4 | 議案第 31 号 | 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 5 | 議案第 32 号 | 平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 1 号) |
| 日程第 6 | 請願第 1 号 | 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願 |
| 日程第 7 | 同意第 10 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 同意第 11 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 | 同意第 12 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 10 | 同意第 13 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 11 | 同意第 14 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 12 | 同意第 15 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 13 | 同意第 16 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 14 | 同意第 17 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 15 | 同意第 18 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 16 | 同意第 19 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 17 | 同意第 20 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 18 | 同意第 21 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 19 | 同意第 22 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 20 | 同意第 23 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 21 | 同意第 24 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 22 | 同意第 25 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 23 | 同意第 26 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 24 | 同意第 27 号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第 25 | 議員派遣 | |

- 追加日程第1 議案第33号 砥部小学校校舎改修工事（屋上防水・天井裏）請負契約の締結について
- 追加日程第2 発議第1号 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出について
- ・閉 会

平成 29 年第 2 回砥部町議会定例会

平成 29 年 6 月 16 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（森永茂男） それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~  
日程第 1 議案第 28 号 砥部町税条例等の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 1、議案第 28 号、砥部町税条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 総務常任委員会に付託されました議案第 28 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 28 号、砥部町税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、改正の主な内容は、軽自動車税については、自動車取得税が廃止され新たに環境性能割が創設されました。また、現行の軽自動車税の名称が種別割に変更されています。その概要は、環境性能割について、納税義務者は、軽自動車を取得した者、課税標準は、軽自動車の取得価格で、免税点は 50 万円。税率は、本則で区分により非課税から 3%としておりますが、附則において軽減しています。賦課徴収は、当分の間、愛媛県が実施し、減免については、身体障がい者の方などに対する制度について規定しております。種別割については、グリーン化特例の排出ガス基準低減達成車に対する特例を削除しています。その他、文言整理等に伴う所要の改正を行っております。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとし、ただし書きで、一部の規定は、平成 31 年 10 月 1 日から施行するとしております。また、法人町民税及び軽自動車税に関する経過措置について規定しております。改正内容は適正と認められ、よって議案第 28 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。





- 日程第2 議案第29号 平成29年度砥部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第30号 平成29年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第31号 平成29年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第32号 平成29年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(森永茂男) 日程第2、議案第29号、平成29年度砥部町一般会計補正予算第1号から、日程第5、議案第32号、平成29年度砥部町水道事業会計補正予算第1号までの4件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長(三谷喜好) 総務常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第29号、平成29年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは総務費、総務管理費関係では、原町区が行う有線放送施設整備事業の一部を補助するために補助金を13万6千円追加しております。徴税費関係では、マイナンバー保護を目的に町県民税特別徴収の税額決定通知書を簡易書留で送付するため、通信運搬費を102万3千円追加しております。選挙費関係では、役場と期日前投票所を専用回線で接続するため、通信運搬費を31万2千円追加しております。次に、歳入については、使用料及び手数料を154万円増額、国庫支出金を1,382万9千円増額、県支出金を2,992万1千円増額、諸収入を250万7千円増額、町債を3,790万円増額、繰越金を7,172万6千円増額しております。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第29号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長(森永茂男) 政岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(政岡洋三郎) 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第29号、平成29年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、高齢者施設が行うスプリンクラー設備等及び防犯カメラの整備に係る費用の一部を補助するため、補助金を589万7千円追加しています。この補助金は、全額、国庫支出金を充てています。仮称ですが、総合福祉センターの建設に伴う砥部町シルバー人材センターの事務所を移転するための運営経費として、交付金を170万1千円追加、老人福祉センター用地として隣接地を購入するため、公有財産購入費を168万8千円追加しています。また、総合福祉センターの建設関係経費を3,726万7千円追加しています。児童福祉費関係では、砥部小学校放課後児童クラブの待機児童解消のため、児童クラブ増設関係経費を234万6千円追加しています。この財源として、国・県支出金をそれぞれ78万2千円充てています。麻生保育所建替えに伴う用地の境界確認、分筆業務及び造成工事の設計業務に係る委託料を594万2千円追加しています。教育費、教育総務費関係では、社会科副読本とべのくらしを改訂するため、印刷製本費を140万4千円追加、山村留学センターの留学生増員に伴い、運営経費を168万6千円追加しています。次に、議案第30号、平成29年度砥部町国民健康保険事

業特別会計補正予算第1号は、事業勘定のみ補正で、歳入歳出それぞれ97万3千円の追加補正をしています。歳出では、高額療養費制度改正に伴う国保システム改修経費として、委託料を17万3千円追加しています。この財源として、全額、国の特別調整交付金を充てています。また、国保連合会が行う次期国保総合システムの改修費に対する負担金を14万7千円追加、支払基金への前期高齢者納付金として、負担金を65万3千円追加しています。歳入では、国庫支出金を17万3千円増額、一般会計からの繰入金金を14万7千円増額、繰越金を65万3千円増額しています。次に、議案第31号、平成29年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、介護サービス事業勘定のみ補正で、デイサービス事業について、介護職員処遇改善加算の拡充に伴い、委託料を48万3千円追加しています。この財源として、通所介護費収入と通所型サービス事業費収入を充てています。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第29号、第30号及び第31号の3議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 松崎産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（松崎浩司） 産業建設常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。まず、議案第29号、平成29年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務関連費関係では、コミュニティ助成事業として高市区の神輿購入費を助成するため、一般コミュニティ助成事業交付金を250万円追加しています。全額、自治総合センター助成金を充当しています。農林水産業費、農業費関係では、産地収益力強化支援事業として、農業者が高収益な作物・栽培体系へ転換する取組を総合的に支援するため、ハウス谷樋の導入、POフィルムを導入、七折小梅の改植に補助を行います。そのための補助金を1,668万6千円追加しております。全額、県支出金を充当しています。次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業として、次世代につなぐ果樹産地の育成を目的に、労働力を確保するため、無料職業紹介所アルバイト登録チラシの作成費等及び園地力を強化するため簡易ハウス、APハウスの整備に補助を行います。補助金を842万2千円追加しています。財源として、県支出金を765万5千円充当しています。次世代ファーマーサポート事業として、新規就農者の確保・育成の強化を図るため、新規就農者が行う農業機械・施設整備に補助を行います。補助金を320万2千円追加しています。財源として、県支出金213万5千円を充当しています。六次産業化支援事業として、砥部町の名産品となる新たな六次産品を開発することで、農家の所得向上と雇用創出を図るため、関係経費を1,430万円追加しています。財源として、国庫支出金を715万円充当しています。また林業費関係では、鳥獣害防止対策として、電気柵22台、鳥獣用ネット2セット、金網柵3,062mの設置に対し補助を行います。補助金を234万4千円追加しています。財源として、県支出金を156万2千円充当しています。商工費では、砥部焼窯元PR用パンフレット、砥部焼窯元めぐり帖を増刷するため、印刷製本費を62万7千円追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、町道さかえ団地1号線に落石防護柵を設置し、安全確保を図るため、道路維持工事費を1,500万円追加しています。町道千足北川毛線道路改良工事費を1,800万円追加しています。町道日の出広瀬線と県道との交差点、橋詰での事故防止のため

の改良工事を行うため、測量調査設計委託料を 420 万円追加しています。次に、議案第 32 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号については、職員の退職手当の支給に備えるため、退職給付費引当金繰入額 500 万円を追加しています。また、総津浄水場の機能を強化するため詳細設計を行います。委託料として、493 万円を増額しています。以上、議案第 29 号及び第 32 号の 2 議案については、いずれも適正な補正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。討論及び採決は 1 件ごとに行います。  
議案第 29 号、平成 29 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。  
議案第 29 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。  
よって議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森永茂男） 議案第 30 号、平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。  
議案第 30 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。  
よって議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森永茂男） 議案第 31 号、平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。  
議案第 31 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。  
よって議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森永茂男） 議案第 32 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

議案第 32 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 請願第 1 号 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（森永茂男） 日程第 6、請願第 1 号、日本政府が核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願を議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 総務常任委員会に付託されました請願第 1 号、日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める立場で行動することを求める意見書提出についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、全ての国の核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵のいっさいを禁止する核兵器全面禁止・廃絶国際条約が締結されるよう努力し、行動することを求める意見書を、政府並びに関係機関へ提出することを求めるものであります。協議において、核を兵器に利用することはあってはならない、日本は唯一の戦争被爆国として会議に参加すべきであるなど採択に賛成する意見、核兵器保有国と非保有国の双方が出席した場での協議が重要で保有国が出席しない会議の開催は対立を深め逆効果にもなりかねないので不採択とする意見、そして、継続審査との意見があり、採決の結果、請願第 1 号は、採択することに決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。以上。

○議長（森永茂男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。採決を行います。請願第 1 号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（森永茂男） 起立多数です。ご着席ください。

よって請願第1号は、採択することに決定しました。

~~~~~

- |       |        |                   |
|-------|--------|-------------------|
| 日程第7  | 同意第10号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第8  | 同意第11号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第9  | 同意第12号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第13号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 同意第14号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 同意第15号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 同意第16号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 同意第17号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 同意第18号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 同意第19号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 同意第20号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第18 | 同意第21号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 同意第22号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第20 | 同意第23号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第21 | 同意第24号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第22 | 同意第25号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第23 | 同意第26号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 同意第27号 | 砥部町農業委員会委員の任命について |

(説明・質疑・討論・採決)

○議長（森永茂男） 日程第7、同意第10号、砥部町農業委員会委員の任命についてから日程第24、同意第27号、砥部町農業委員会委員の任命についてまでの18件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それでは、同意第10号から同意第27号の砥部町農業委員会委員の任命についてご説明いたします。次の者を砥部町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成29年6月16日提出、砥部町長佐川秀紀。同意第10号は、住所、砥部町拾町190番地、氏名、二宮敬介、生年月日、昭和30年3月16日生まれ。同意第11号は、砥部町三角180番地、白瀧泰、昭和41年1月5日生まれ。同意第12号は、砥部町原町233番地、村上茂、昭和24年5月19日生まれ。同意第13号は、砥部町川井1574番地、武田孝司、昭和34年7月25日生まれ。同意第14号は、砥部町七折167番地、矢野征司、昭和18年10月17日生まれ。同意第15号は、砥部町宮内847番地、中村恒典、昭和26年10月30日生まれ。同意第16号は、砥部町北川毛930番地、石田慎一、昭和34年6月24日生まれ。同意第17号は、砥部町五本松362番地、古田俊正、昭和24年1月28日生まれ。同意第18号は、砥部町大南1859番地1、

長岡賢二、昭和 35 年 3 月 7 日生まれ。同意第 19 号は、砥部町大南 1108 番地 20、田中弘、昭和 29 年 11 月 4 日生まれ。同意第 20 号は、砥部町大南 1589 番地、久保徹、昭和 34 年 3 月 18 日生まれ。同意第 21 号は、砥部町岩谷口 306 番地、土居文男、昭和 24 年 9 月 8 日生まれ。同意第 22 号は、砥部町川登 1000 番地、三木恭子、昭和 32 年 5 月 18 日生まれ。同意第 23 号は、砥部町万年 481 番地 1、佐野淳子、昭和 26 年 12 月 6 日生まれ。同意第 24 号は、砥部町満穂 60 番地、西岡弘安、昭和 42 年 3 月 1 日生まれ。同意第 25 号は、砥部町総津 1425 番地、水川規良、昭和 31 年 3 月 17 日生まれ。同意第 26 号は、砥部町仙波 167 番地、森正博、昭和 23 年 9 月 23 日生まれ。同意第 27 号は、砥部町高市 1632 番地 2、松尾利勝、昭和 40 年 1 月 10 日生まれ。提案理由でございますが、砥部町農業委員会委員の任期が、平成 29 年 7 月 19 日をもって任期満了となることから、新農業委員会制度に基づく農業委員を任命するため、提案するものでございます。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案 18 件は、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって本案 18 件は、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。同意第 10 号、砥部町農業委員会委員の任命についてから同意第 27 号、砥部町農業委員会委員の任命についてまでの 18 件について、同意することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。

よって本案 18 件は、いずれも同意することに決定しました。

~~~~~

日程第 25 議員派遣

○議長（森永茂男） 日程第 25、議員派遣についてを議題とします。お諮りします。7 月 25 日にメルパーク松山で開催される、平成 29 年度第 1 回町議会議員研修会に、全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

お諮りします。団体からの要請等による議会と町づくりを語る会の派遣期間、派遣場所、

派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

休憩 午前 10 時 2 分

再開 午前 10 時 37 分

○議長（森永茂男） それでは、これより再開します。

お諮りします。ただいま、佐川町長から議案第 33 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。

よって議案第 33 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題することに決定しました。

~~~~~

追加日程第 1 議案第 33 号 砥部小学校校舎改修工事（屋上防水・天井裏）請負契約の締結について

（説明・質疑・討論・採決）

○議長（森永茂男） 追加日程第 1、議案第 33 号、砥部小学校校舎改修工事屋上防水・天井裏請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 砥部小学校校舎改修工事屋上防水・天井裏の請負契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。議案第 33 号をお手元をお願いいたします。議案第 33 号、砥部小学校校舎改修工事屋上防水・天井裏請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。平成 29 年 6 月 16 日提出、砥部町長佐川秀紀。1、契約の目的、砥部小学校校舎改修工事屋上防水・天井裏、2、契約の方法、一般競争入札、3、契約の金額、7,341 万 8,400 円うち消費税及び地方消費税の額 543 万 8,400 円、4、契約の相手方、伊予郡砥部町宮内 1407 番地、株式会社小泉組、代表取締役小泉智治。提案理由でございますが、砥部小学校校舎改修工事屋上防水・天井裏請負契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。それでは、お手元の議案第 33 号の資料をご覧くださいと思います。一般競争入札の状況につきましてご説明をさせていただきます。この資料の括弧で括弧しているところでございますが、これにつきましては、消費税及び地方消費税の額を抜いた金額でございます。本件につきましては、5 月 15 日に開札を行いました。予定価格が税込みで 9,806 万 4 千円で、本件は、低入札価格調査の対象工事でございますので、低入札調査基準価格が税込みで 8,825 万 7,600 円でございます。公募の結果、ご覧のとおり、

株式会社小泉組以下6者の計7者の応募がございました。開札の結果、株式会社小泉組が7,341万8,400円と最も安価な価格を提示いたしました。価格順位1位から4位までの4者につきましては、低入札調査基準価格の8,825万7,600円を下回りました。その4者につきまして、直接工事費、共通仮設費、その他の諸経費を確認した結果、4者とも失格基準を上回っておりますので、4者について低入札価格調査を行うこととし、まず、最も低価格で入札いたしました株式会社小泉組から調査を行うことといたしました。株式会社小泉組の調査でございますが、まず、第一段階といたしまして、工事費の数量、そして、材料の仕様書等、第二段階といたしまして、下請けの見積もり価格やその内容、資材等の見積もり状況、算出の根拠等、第三段階といたしまして、当該価格で入札した理由、手持ち工事の状況、労働者の計画、下請け業者等の見積もりなどについて、直接聞き取り調査を行いました。その結果、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められましたので、2位以下の業者につきましては、調査を行わないこととし、6月9日に株式会社小泉組と7,341万8,400円で仮契約を結びました。以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。  
採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長（森永茂男） 全員起立です。ご着席ください。よって議案第33号は、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ただいま、三谷総務常任委員長より発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。  
よって発議第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 発議第1号 日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結」を求める立場で行動することを求める意見書提出について

(説明・質疑・討論・採決)

○議長（森永茂男） 追加日程第2、発議第1号、日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める立場で行動することを求

める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。三谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（三谷喜好） 発議第1号、日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める立場で行動することを求める意見書提出について、砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。平成29年6月16日提出、砥部町議会議長森永茂男様、総務常任委員長三谷喜好。提案理由を申し上げます。核兵器禁止条約の実現に向け世界が大きく動き出す中、日本政府は、核兵器禁止条約の第1回交渉会議への参加を見送りました。第2回交渉会議を前に公表された条約の草案は、前文で核兵器の非人道性を改めて強調し、犠牲になった人々の被害に留意するとの表現を盛り込み、広島と長崎の被爆者に言及しています。草案がまとまったことで、第2回交渉会議での条約採択の可能性は高く、日本政府がこのまま交渉会議に参加しないのであれば、この歴史的な場に、唯一の被爆国であるわが国の姿がないという事態に陥り、被爆者の思いにも背くことになることから、日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める立場で行動することを求める意見書を国及び政府に提出しようとするものであります。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配布しましたとおりでございます。以上、議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上。

○議長（森永茂男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（森永茂男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（森永茂男） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（森永茂男） 起立多数です。ご着席ください。よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森永茂男） 異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、あいさつをお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、

6月8日から今日までの9日間にわたり終始熱心なご審議を賜り、全議案につきまして、ご議決くださいましたことに対し、心から御礼を申し上げます。ご議決いただきました補正予算の執行に当たりましては、コスト意識強く持って大切に執行させていただきます。そして、議員の皆様から会期中に承りました様々のご指摘、ご指導は、これからの町政運営に生かしてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。これから暑さも厳しさを増してまいります。議員の皆様には、お身体にご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展により一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森永茂男） 以上をもって、平成29年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時50分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

資 料

日本政府が、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に
参加し、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を
求める立場で行動することを求める意見書

昨年12月の第71回国連総会本会議で、核兵器禁止条約の制定交渉を行うことが決議され、今年3月と6月に国連会議を開き、核兵器を禁止する法的拘束力がある措置の交渉に入ることが決まった。3月にニューヨーク国連本部で開かれた核兵器禁止条約の第1回交渉会議には115か国が参加し、核兵器禁止条約の実現に向け世界が大きく動き出した。

しかし、日本政府は、核兵器国が参加しない形で条約を作ることは、核兵器国と非核兵器国の亀裂といった国際社会の分断を一層深め核兵器のない世界を遠ざけると指摘し、その上で、現状では交渉会議に建設的かつ誠実に参加することは困難だと第1回交渉会議への参加を見送った。

今月開かれる第2回交渉会議を前に条約草案が初めて公表され、広島、長崎への原爆投下から70年以上を経て、核兵器禁止を明文化した国際条約が具体的な姿を現した。公表された草案は、前文で核兵器の非人道性を改めて強調し、加盟国に核兵器の使用、開発、保有、輸送などの禁止を義務づけている。前文ではさらに核兵器使用の犠牲になった人々（HI BAKU S H A）の被害に留意するとの表現が盛り込まれ、広島と長崎の被爆者に言及している。草案がまとまったことで、第2回交渉会議での条約採択の可能性は高く、日本政府がこのまま交渉会議に参加しないのであれば、この歴史的な場に唯一の被爆国であるわが国の姿がないという事態に陥り、被爆者の思いにも背くことになる。

よって、国及び政府においては、核兵器禁止条約を交渉する国連会議に参加し、核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める立場で行動することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月16日

愛媛県砥部町議会

提出先

内閣総理大臣 外務大臣 衆議院議長 参議院議長